

令和4年度

清掃事業概要



小牧市 ごみ政策課



目 次

第 1	小牧市の概要	
1	概説	1
2	人口及び世帯数	1
第 2	清掃事業の沿革	2
第 3	組織・職員	
1	機構及び事務分掌	8
2	職員配置	8
第 4	施設の概要	
1	リサイクルプラザ	9
2	資源回収ステーション	9
3	小牧市クリーンセンター	9
4	小牧岩倉衛生組合施設	10
	（1）小牧岩倉エコルセンター	10
	（2）環境センター処分場	10
5	リサイクルプラザ保有車両	12
第 5	決算及び予算	
1	令和 3 年度決算	13
	（1）歳入・歳出	13
2	令和 4 年度予算	13
	（1）歳入	13
	（2）歳出	13
第 6	ごみ処理等	
1	概況	14
2	処理体制	14
3	ごみの収集・処理量	15
	（1）令和 3 年度ごみの収集・処理量	15
	（2）ごみ収集量の推移	16
	ア ごみの形態別収集量	16
	イ 市民 1 人当たりのごみ排出量	17
	ウ ごみ排出量と人口との比較	17
	（3）再資源化率の推移	17
	（4）燃やすごみ組成分類結果	18
	（5）破碎ごみ組成分類結果	18
4	犬猫等の死体処理	19
5	指定ごみ袋	19
6	ごみ集積場	19
	（1）ごみ集積場設置数	19
	（2）ごみ集積場整備費補助事業	20
	（3）ごみ集積場維持管理費交付金事業	20
	（4）ごみ集積場管理用資材支給事業	20
7	不法投棄防止啓発事業	20

	(1) 不法投棄監視カメラ設置事業	21
	(2) 不法投棄防止回転灯・監視カメラの設置	21
8	不法投棄処理	21
	(1) 小牧岩倉衛生組合小牧岩倉エコルセンター搬入量	21
	(2) 不法投棄廃家電処理量	21
9	エコハートショップ認定制度	21
10	こまやか収集	22
11	廃棄物減量等推進審議会	22
	(1) 審議事項	22
	(2) 委員	22
	(3) 令和3年度会議内容	22
12	ごみ減量・再資源化	22
	(1) 啓発指導事業	22
	ア 刊行物の発行	22
	イ 小学校4年生社会科学習資料	23
	ウ 出前講座	23
	エ 行事への参加	23
	オ 地元説明会等	23
	カ 小中学校総合学習への職員派遣等	23
	キ ごみ集積場での分別・排出指導	23
	ク 事業者への指導等	24
	ケ 小牧市ごみ分別アプリ配信サービス	25
	(2) 感謝状贈呈	25
	ア 資源回収貢献団体感謝状贈呈	25
	イ ごみ集積場管理功績団体感謝状贈呈	26
	(3) 再資源化事業	27
	ア 資源回収量	27
	イ 資源回収ステーション利用者数	27
	ウ 資源分別収集事業	28
	エ 剪定枝運搬用公用車貸出事業	28
	オ 廃食用油（天ぷら油）回収事業	29
	カ 家庭系パソコン回収事業	29
	キ 資源回収事業奨励金交付事業	30
	ク 資源倉庫貸与事業	30
	(4) 排出抑制事業	31
	ア 生ごみ堆肥化事業＜生ごみ堆肥化容器貸与事業＞	31
	イ 家庭用生ごみ処理機器購入費補助事業	31
	ウ 共同住宅等生ごみ処理機設置費補助事業	31
	エ 家庭用剪定枝粉碎機貸出事業	32
	オ リサイクルデータバンク設置事業	32
	カ 子ども服リユース事業	32
第7	環境美化	
1	快適で清潔なまちづくり協議会	34



(1) 協議事項	34
(2) 委員	34
(3) 令和3年度会議内容	34
(4) 顕彰	34
2 こまき環境保全推進員	35
3 快適で清潔なまちづくり推進事業	35
(1) 環境美化パトロール等の実施	35
(2) クリーンアップ事業	35
ア こまきクリーンアップ活動	35
イ ごみ散乱防止重点地域の清掃	36
ウ 地区大掃除	36
エ 小牧山美化活動	36
オ ごみ散乱防止市民行動の日	37
(3) 犬のふん放置対策 イエローカード作戦	37
(4) 路上喫煙禁止区域の巡回・指導	37
(5) 啓発看板の配付	38
4 アダプトプログラム推進事業	38
第8 リサイクルプラザ啓発事業	
(1) リサイクルプラザ利用状況	39
ア 見学者数	39
イ リサイクル体験教室利用者数	39
ウ 修理再生品の展示	40
エ おもちゃ病院の開設	40
オ 古着・古本リユースコーナー	40
第9 し尿処理等	
1 概況	41
2 し尿処理量の推移	41
3 浄化槽設置基数	41
4 生活排水処理形態別人口の推移	41
第10 処理業者一覧	
1 一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可業者	42
2 一般廃棄物（特定家庭用機器）運搬許可業者	43
3 一般廃棄物（ごみ）積み下ろし限定許可業者	43
4 し尿収集運搬許可業者	43
5 浄化槽汚泥収集運搬・清掃許可業者	44
第11 令和4年度小牧市一般廃棄物処理実施計画	45
第12 参考資料（条例・規則）	
小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例	56
小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則	68
小牧市快適で清潔なまちづくり条例	77
小牧市快適で清潔なまちづくり条例施行規則	82
小牧市リサイクルプラザの設置及び管理に関する条例	85
小牧市リサイクルプラザの管理に関する規則	86



小牧市クリーンセンターの設置及び管理に関する条例	88
小牧市クリーンセンターの設置及び管理に関する条例施行規則	90
小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例	93
小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例施行規則	100
<別添資料>	
令和4年度清掃事業概要 参考資料（要綱集）	

第1 小牧市の概要

1 概説

本市は、昭和30年に小牧町、味岡村、篠岡村の1町2村が合併し、県下21番目の市として市制を施行し、その後、昭和38年に北里村を合併し、現在の市域になりました。

市域は、愛知県の北西部、名古屋市の北方約15k mに位置し、地勢は、北東部に広がる低位丘陵（標高50～200m）と南西部の平坦地（標高10～30m）に大別され、東に高く、西に行くほど低い地形となっています。

市制施行当時は田園都市でありましたが、名神、東名、中央の3大ハイウェイの結節点として、また、空の玄関の県営名古屋空港に隣接する恵まれた広域交通条件を活かし、活力に満ちた自立性の高い内陸工業都市へと発展を遂げてきました。

現在は小牧市民憲章に掲げる理想のまちを実現するため、「小牧市まちづくり推進計画 第1次基本計画」を小牧市の最上位計画として位置づけて、「こども夢・チャレンジNo. 1 都市」「健康・支え合い循環都市」「魅力・活力創造都市」という3つの都市ヴィジョンを機軸として掲げ、「活力ある高齢社会」の創造と「若年世代の定住促進」を図っています。

市制 昭和30年1月1日

面積 62.81 k m²

東西 14.82 k m

南北 9.22 k m

2 人口及び世帯数

単位：人、世帯

区分 \ 年度	29	30	R1	R2	R3
人 口	152,944	152,816	152,842	151,920	150,684
世 帯	66,587	67,594	68,458	68,827	68,782

令和4年4月1日現在



第2 清掃事業の沿革

年 月	内 容
昭30ごろ	ごみの処理計画区域（街部）を定め、ごみ箱により月6回程度収集 すべて埋立処分【埋立処分場：小牧市萱場地内】 清掃手数料として月額20円徴収（～昭45.4廃止）
34. 8	小牧市清掃条例施行（昭和47年4月全改） 【ごみ10円/月、ふん尿30円/樽、犬、ねこ等の死体100円/頭】 ごみ処理計画区域（街部・県住）拡大 ごみ収集量1日13m ³ 。清掃車2台。 すべて埋立処分【埋立処分場：小牧市上末地内】
39. 6	ごみ袋に買物時のポリ袋、ごみ箱にポリバケツを奨励
9	小牧市岩倉町衛生組合を設立
41. 1	小牧市岩倉町衛生組合ごみ焼却場（岩倉町大字川井地区）完成 5月操業【20t/8H×2基】
42. 4	可燃物と不燃物の分別収集開始 ごみ処理計画区域世帯が市全体世帯の約50%に拡大
44. 3	小牧市岩倉町衛生組合大草処分場（小牧ヶ丘処分場）埋立開始 【敷地面積36,100m ² 全体容量722,000m ³ 】（～平10.5）
12	清掃事務所開所
45. 4	ごみ収集手数料を廃止
5	収集方法をポリ容器などによる収集から可燃物用紙袋による収集に切り替え【紙袋販売店：米販売店13円/枚】 一部地域に不燃物用コンテナ設置（97ヶ所） 可燃ごみ週1回、不燃ごみ週1回以上（街部の可・不燃ごみ週2回）収集実施
46. 6	可燃ごみを週2回収集に変更 ごみ処理計画区域を市内全域に拡大
47. 4	小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定（清掃条例を全改） 【し尿40円/18ℓ、動物の死体200円/件、ごみ7,000円/t又は3m ³ 】 小牧岩倉衛生組合で事業系廃棄物の有料制実施
50. 11	「第5回みんなの生活展」に不用品再利用作品展のコーナーを設置
53. 3	し尿浄化槽汚泥処理施設完成
57. 12	不燃ごみを週1回収集に変更
59. 3	小牧岩倉衛生組合環境センター完成【焼却炉：150t/日×2基、 破碎機：50t/5h×1基、切断機：25t/5h×1基】（本操業昭和60年1月）
5	廃乾電池回収ボックス設置（500箇所）（～昭60.4廃止）
7	指定ごみ収集袋による分別収集開始 可燃ごみ 週2回 ステーション 白指定袋 不燃ごみ 月2回 ステーション 赤指定袋 第1・3週 埋立ごみ 月2回 ステーション 青指定袋 第2・4週 粗大ごみ 月1回 ステーション 第5週 資源ごみ 月1回 ステーション 指定日 ・ 可燃物収集袋（炭酸カルシウム40%含有）白色 500mm×700mm×0.03mm 10円/枚、 350mm×500mm×0.03mm 7円/枚



年 月	内 容
59. 7	・ 不燃物収集袋（炭酸カルシウム35%含有）赤色 500mm×700mm×0.05mm 14円/枚 ・ 埋立用不燃物収集袋（中低圧ポリ袋）青色 （プラスチック・発泡スチロール類） 500mm×700mm×0.015mm 7円/枚
12	収集袋指定に伴い不燃物用コンテナ撤去
60. 4	空缶プレス車購入
7	ごみ集積場整備補助事業開始 廃乾電池回収ボックス廃止 ごみ収集方法の一部を変更 埋立ごみ 週1回 ステーション 青指定袋 粗大ごみ 月1回 ステーション 指定日
62. 2	クリーンセンター（し尿処理施設）完成
63. 3	小牧岩倉衛生組合環境センター廃プラスチック類減容施設完成 【10t/5h×2基】
10	不燃物収集袋の規格の変更及び埋立用不燃物収集袋（青色）の廃止 （埋立ごみの区分を廃止） 不燃物収集袋（リニアポリエチレン袋）赤色 500mm×700mm×0.03mm 10円/枚 700mm×900mm×0.03mm 14円/枚
平 元 6	小牧市犬猫処理施設完成【50kg/h】
2. 4	可燃ごみ収集業務の一部を業者委託
5. 4	危険ごみ及び有害ごみの収集開始。資源ごみを2月に3回収集に変更 ごみ減量化モデル地区（6地区）設定（5～7年度） ・ 廃棄物減量等推進員の設置 ・ コンポスト容器貸与事業 ・ 資源回収推進団体育成事業
5	可燃ごみ収集業務の全部の業者委託完了
11	廃発泡スチロールトレイ収集開始（委託）
6. 4	犬猫収集業務委託開始
7. 4	生ごみ堆肥化事業開始（コンポスト容器貸与）
12	リサイクルデータバンク設置
8. 3	小牧岩倉衛生組合環境センター灰固型化施設完成【4.8t/日×2基】
4	資源ごみを月2回収集に変更
9. 4	フロン回収開始
	資源回収事業奨励金交付開始
9	ペットボトル収集開始
10. 4	小牧岩倉衛生組合環境センター処分場埋立開始 【一期：埋立地面積 24,500㎡ 計画容量 293,900m³】
5	小牧岩倉衛生組合小牧ヶ丘処分場埋立終了
7	ごみ収集車の新デザイン決定
11. 5	家庭用生ごみ処理機設置費補助金交付開始
12. 7	粗大ごみ有料戸別収集開始
	古紙・古布の行政回収開始（月1回）



年 月	内 容
12. 8	廃棄物減量等推進協議会設置
12	資源「古紙・古布」の行政回収を月2回に変更
13. 4	エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機を排出禁止物とする。（家電リサイクル法施行による）
5	廃棄物の不法投棄情報の提供に関する覚書の締結（小牧郵便局）
10	資源倉庫を市内13箇所に設置
14. 4	資源「古紙・古布」として雑がみの行政回収開始（月2回）
11	尾張北部地域ごみ焼却処理広域化ブロック会議設立
15. 1	リサイクルプラザ建設工事着工報告会開催
2	資源回収貢献団体及びごみ集積場管理功績団体の表彰開始
4	分別収集方法の変更（4分別15種類）
	＜資源＞
	・プラスチック製容器包装 月4回 ステーション 緑指定袋
	・空きびん 月2回 ステーション 緑指定袋
	・飲料缶 月2回 ステーション 緑指定袋
	・金属類 月2回 ステーション 緑指定袋
	・ペットボトル 月2回 ステーション 緑指定袋
	・古紙・古布（新聞・雑誌・雑がみ・段ボール・飲料用紙パック・古布類）
	月2回 ステーション 緑指定袋（古布類）
	・蛍光管類 月1回 ステーション 緑指定袋
	＜燃やすごみ＞ 週2回 ステーション 白指定袋
	＜燃やさないごみ＞ 月2回 ステーション 赤指定袋
	市指定収集袋の変更
	・資源用収集袋（緑色・透明） 小10ℓ・中30ℓ・大45ℓ
	・燃やすごみ用収集袋（白色・炭酸カルシウム20%含有） 小10ℓ・中30ℓ
	・燃やさないごみ用収集袋（赤色・透明） 中30ℓ・大45ℓ
	プラスチック製容器包装収集業務の一部の業者委託
7	燃やさないごみ用収集袋（赤色）に小10ℓを追加
	プラスチック製容器包装の収集業務の一部の業者委託
11	ごみ集積場維持管理交付金制度開始
12	市指定収集袋製造者承認制度開始
16. 2	共同住宅等ごみ処理機設置費補助金交付開始
3	リサイクルプラザ竣工式
4	冷凍庫・パソコンを排出禁止物とする。（家電リサイクル法改正・資源有効利用促進法による）
	リサイクルプラザ「エコハウス・小牧」開設
	常設の資源回収ステーション（小牧原新田）を開設
17. 4	分別収集方法の一部を変更
	・「飲料缶」から「空き缶」へ名称を変更し、飲料缶と食品缶（20cm×50cm未満）をあわせて収集
	・粗大ごみの品目指定を削除
	プラスチック製容器包装収集業務の全部を業者委託
	こまやか収集開始
17. 4	小牧市公共施設アダプトプログラム開始



年 月	内 容
18. 4	資源に「廃食用油」を追加。リサイクルプラザ及び資源回収ステーションで回収 トラックターミナル及び周辺をごみ散乱防止重点地域に指定
6	廃食用油から精製されたバイオディーゼル燃料（BDF）を使用したごみ収集車（2台）によるごみの収集開始 不法投棄監視カメラ運用開始（10台）
19. 1	エコハートショップ認定制度開始
4	生ごみ処理機購入補助額の増額（2万円⇒3万円）、補助割合の拡大（1/2⇒3/5） 廃食用油の回収場所を2箇所から8箇所へ増設 「小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部を改正 金属類、蛍光灯類の一部収集業務の業者委託
12	資源・ごみの分け方と出し方啓発用DVD及びビデオ「エコリンのごみ分別教室」を作成
20. 2	タンザニアにごみ収集車を寄贈
4	小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例・規則の施行 小牧市快適で清潔なまちづくり条例・条例施行規則の施行
5	廃棄物排出指導員2名、環境美化パトロール員4名を配置
9	廃食用油から精製されたバイオディーゼル燃料（BDF）を汚泥搬送車1台に使用
12	小牧駅周辺を「路上喫煙禁止区域」に指定
21. 3	「小牧市災害廃棄物処理計画」を策定 「小牧市生活排水処理基本計画」を策定
4	第2資源回収ステーション（光ヶ丘）を開設（～平23.5廃止） 液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機を排出禁止物とする。（家電リサイクル法改正による。）
8	小牧市環境キャラクター「エコリン」着ぐるみ作製
22. 3	「小牧市ごみ処理基本計画」を改訂
6	家庭用剪定枝粉碎機貸出事業を開始
8	南部コミュニティセンターで廃食用油の回収を開始
23. 5	第2資源回収ステーション（光ヶ丘）を閉鎖
24. 4	小型家電を「金属類」として収集開始
4	児童館において子ども服のリユース（eco子育て支援事業「くる・くる・くるり」）を開始 ※服の引渡しは6月から開始
6	小牧市ごみ収集日情報配信サービスを開始
25. 3	犬猫処理施設の廃止
4	犬のふん放置対策事業「イエローカード作戦」を開始
6	小牧市ごみ収集日情報配信サービス（外国語版）を開始 味岡児童館において子ども服のリユース（eco子育て支援事業「くる・くる・くるり」）を開始
8	小牧市一般廃棄物処理業許可審査基準の全部改正及び一般廃棄物収集運搬業の経理的基礎に関する審査基準の制定
26. 1	災害時の一般廃棄物処理及び下水道処理に係る相互応援に関する協定を締結
4	市主導による古紙回収コンテナの設置（西友藤島店）



年 月	内 容
7	家庭系使用済みパソコンの行政回収開始（拠点回収）
26. 9	第2資源回収ステーション（リサイクルプラザ内を開設）
27. 3	小牧市一般廃棄物処理業許可審査基準の新規許可申請の受付停止
4	小牧岩倉衛生組合新ごみ処理施設竣工 施設愛称を「小牧岩倉エコルセンター」に決定
4	小牧岩倉衛生組合小牧岩倉エコルセンター供用開始【ごみ熔融施設：98.5t/日×2基、ごみ破碎施設：27t/5h×1基】
	新小牧市クリーンセンター本格稼動
	小牧市し尿浄化槽汚泥処理施設を廃止
	「燃やさないごみ」の名称を「破碎ごみ」に変更
	資源として「危険ごみ（透明袋）」の行政回収開始（月2回）
	市指定収集袋の規格及び上限小売価格の変更
	適正処理困難物から「スプリングマットレス」「オイルヒーター」「FRP製品」を除外
	廃棄物排出指導員2名、環境美化パトロール員4名を統合し、名称を「廃棄物適正処理指導員」に変更
	「小牧市ごみ処理基本計画」を改訂
	ペットボトル、空き缶収集業務の業者委託
7	第2資源回収ステーションで、枝・葉等を「剪定枝」として行政回収開始（拠点回収）
28. 4	リサイクルプラザで所管していたごみ収集委託並びにごみ集積場に関する事務、資源の売却等に関する事務を廃棄物対策課に移管
	「小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」及び「小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則」を改正し、共同住宅への指導を強化。また、共同住宅におけるごみ集積場設置基準を「20戸以上」から「6戸以上」に変更
	廃棄物適正処理指導員を6名から8名に増員
	コンポスト容器及び密閉容器の無償貸与事業を廃止し、補助金制度へ切替
	粗大ごみ収集業務の業者委託
	小牧市ごみ収集日情報サービス（外国語版）を廃止
	剪定枝運搬用公用車の貸出事業を開始
5	スマートフォン向けアプリ「ごみの日ナビ」の配信を開始
	「小牧市生活排水処理基本計画」を改訂
29. 3	小牧市ごみ収集日情報サービス（日本語版）を廃止
4	脱水汚泥の小牧岩倉エコルセンターへの搬入を開始
	雑がみを禁忌品や金属やビニールなどの複合物も排出できるよう簡素化
7	スマートフォン向けアプリ「さんあ〜る」（外国語7ヶ国語対応）の配信を開始
10	燃やすごみの収集を午前中に終わるように変更
11	「小牧市災害廃棄物処理計画」を改訂
12	第3資源回収ステーション（新小木）を開設
30. 10	小型の破碎ごみ（概ね15cm以下）を燃やすごみとしても排出できるよう簡素化
	空きびん収集業務の業者委託
	燃やすごみの集積場に排出された剪定枝類を資源化



30.	10	羽毛ふとん回収開始（資源回収ステーション）
31.	4	雑がみを週1回収集に変更
		雑がみを除く古紙・古布を集団回収方式へ移行
	10	市内の電気店（回収協力店）で蛍光管の回収を開始
令 2.	4	スプレー缶類排出時の穴あけを廃止
令 3.	9	クリーンアップ活動用のボランティア袋の仕様をバイオマス材質 25 %以上含むものへ変更
3.	10	燃やすごみのコースを9コース体制から3コース体制に再編
4.	3	リサイクルデータバンク廃止
4.	6	粗大ごみ戸別収集のウェブ受付開始

第3 組織・職員

1 機構及び事務分掌（ごみ・し尿関係部署）

令和4年4月1日現在

市民生活部	ごみ政策課	ごみ減量推進係 (5人)	・一般廃棄物処理の企画及び調整に関すること。 ・ごみの減量に関すること。 ・ごみ処理の指導及び啓発に関すること。 ・し尿及びし尿処理施設に関すること。 ・ごみ及びし尿等に係る処理業者の許可及び指導に関すること。 ・小牧岩倉衛生組合に関すること。 ・他の係に属しないこと。
		収集美化係 (5人)	・廃棄物に起因する生活環境の保全に関すること。 ・地域美化活動に関すること。 ・こまき環境保全推進員に関すること。 ・ごみの集積場に関すること。 ・委託により行うごみの収集、運搬及び処理に関すること。 ・資源の選別等中間処理に関すること。
	リサイクルプラザ	清掃資源係 (9人)	・ごみの収集及び運搬の実施に関すること。 ・犬、猫等の死体の処理に関すること。 ・資源の選別等中間処理に関すること。 ・粗大ごみのリサイクルに関すること。 ・リサイクルの啓発及び推進に関すること。 ・リサイクルに係る体験活動に関すること。

2 職員配置（令和4年4月1日現在）

（1）市民生活部長（1人） 市民生活部次長（1人）

（2）ごみ政策課（正規職員 11人）

課長1 係長2

主査1 主事5 主事補2

【会計年度任用 12】

（3）リサイクルプラザ（正規職員 9人）

所長1 係長1 主査1

運転手 6

【再任用 2（リサイクルハウス 2）】

【会計年度任用 9（リサイクルハウス 5）（プラザハウス 4）】

第4 施設の概要

1 リサイクルプラザ

名 称	小牧市リサイクルプラザ	愛 称	エコハウス・小牧	
所 在 地	小牧市大字大草5786番地83			
竣 工	平成16年3月31日			
施設種類	リサイクルハウス 鉄骨造3階建 延べ3,372.54㎡		プラザハウス 鉄骨造平屋建 1,121.72㎡	
	収集車車庫 594.40㎡			
処理能力 (5h/日)	空きびん	アルミ缶	スチール缶	ペットボトル
	7.7t	0.9 t	1.0 t	3.0 t
建 設 費	1,211,488千円			

2 資源回収ステーション

名 称	小牧市第1資源回収ステーション
所 在 地	小牧市大字小牧原新田423番地
建物面積	330.48m ²
建物構造	鉄骨造

名 称	小牧市第2資源回収ステーション
所 在 地	小牧市大字大草5786番地83

名 称	小牧市第3資源回収ステーション
所 在 地	小牧市新小木四丁目29番地

3 小牧市クリーンセンター

名 称	小牧市クリーンセンター
所 在 地	小牧市大字東田中1237番地
敷地面積	2,251.86m ²
建物面積	1,380.65m ²
処理能力	63kl/日（し尿12kl/日、浄化槽汚泥51kl/日）
処理方式	前脱水＋生物処理
竣 工	稼働開始：昭和62年3月 改修・増築：平成27年4月
改 修 費	848,400千円（施工・監理含む）



4 小牧岩倉衛生組合施設

(1) 小牧岩倉エコルセンター

名 称	小牧岩倉衛生組合小牧岩倉エコルセンター		
所 在 地	小牧市大字野口2881番地9		
敷地面積	35,473.90㎡		
建物面積	延べ 12,568.82㎡		
施設種類	ごみ溶融施設	ごみ破碎施設	ストックヤード棟
処理能力	197 t / 日 (98.5t×2基)	27 t / 5h	673.83㎡(貯留面積)
処理方式	シャフト炉式ガス化溶融炉	低速破碎機 高速破碎機	ストックヤード
竣 工	平成27年3月16日		平成31年3月15日
総事業費	14,679,501,702円		1,338,676,137※

※旧工場棟解体工事費含む

(2) 環境センター処分場

名 称	小牧岩倉衛生組合環境センター処分場
所 在 地	小牧市大字林1821番地3
敷地面積	184,158.09㎡ (内訳：処分場162,734.05㎡保全用地21,424.04㎡)
埋立地面積	24,500㎡
埋立容量	293,900㎡
埋立方法	サンドイッチ工法
埋立開始	平成10年4月30日
建 設 費	6,402,755千円



(リサイクルハウス)



(プラザハウス)



(小牧市クリーンセンター)



(小牧岩倉エコルセンター)



(資源回収ステーション)
※写真は第3資源回収ステーション

5 リサイクルプラザ保有車両（令和4年4月1日現在）

車 種	積載量	台数	備 考	用 途
パッカー	2.85 t	1	14号車	破砕ごみ収集用 資源収集用
	2.75 t	2	12・13号車	
	2.90 t	1	3号車	
	1.70 t	1	18号車	
ダンプ	2.00 t	1	7号車	資源収集用
トラック	1.20 t	1	1号車	こまやか収集用
	1.15 t	1	2号車	
フックロール車	3.95 t	1	4号車	運搬用
軽トラック	0.35 t	1	15号車	

第5 決算及び予算

1 令和3年度決算

(1) 歳入・歳出

歳入	一般会計決算額	64,623,934 千円	比 率	備 考
歳出	一般会計決算額	61,337,438 千円		
	清掃関係決算額	2,632,753 千円	100.0%	一般会計に対する割合 4.3%
	内 環 境 対 策 費	196,213 千円	7.5%	小牧岩倉衛生組合負担金の金額 及び清掃関係費に対する割合 1,299,370 千円 49.35%
	内 清 掃 総 務 費	116,233 千円	4.4%	
	内 ご み 処 理 費	2,203,037 千円	83.7%	
	内 し 尿 処 理 費	117,270 千円	4.5%	

※歳出については、繰上げのため必ずしも合計は一致しない。

2 令和4年度予算（当初）

(1) 歳入

一般会計予算額	58,475,000 千円	比 率	備 考
清掃関係予算額	2,766,189 千円	100.0%	一般会計に対する割合 4.73%
内 一 般 財 源	2,512,971 千円	90.8%	
内 国 庫 支 出 金	10,896 千円	0.4%	
内 県 支 出 金	4,687 千円	0.2%	
内 そ の 他	237,635 千円	8.6%	

(2) 歳出

一般会計予算額	58,475,000 千円	比 率	備 考
清掃関係予算額	2,766,189 千円	100.0%	一般会計に対する割合 4.73%
内 環 境 対 策 費	169,301 千円	6.1%	小牧岩倉衛生組合負担金の金額 及び清掃関係費に対する割合 1,404,405 千円 50.8%
内 清 掃 総 務 費	119,048 千円	4.3%	
内 ご み 処 理 費	2,356,615 千円	85.2%	
内 し 尿 処 理 費	121,225 千円	4.4%	

第6 ごみ処理等

1 概 況

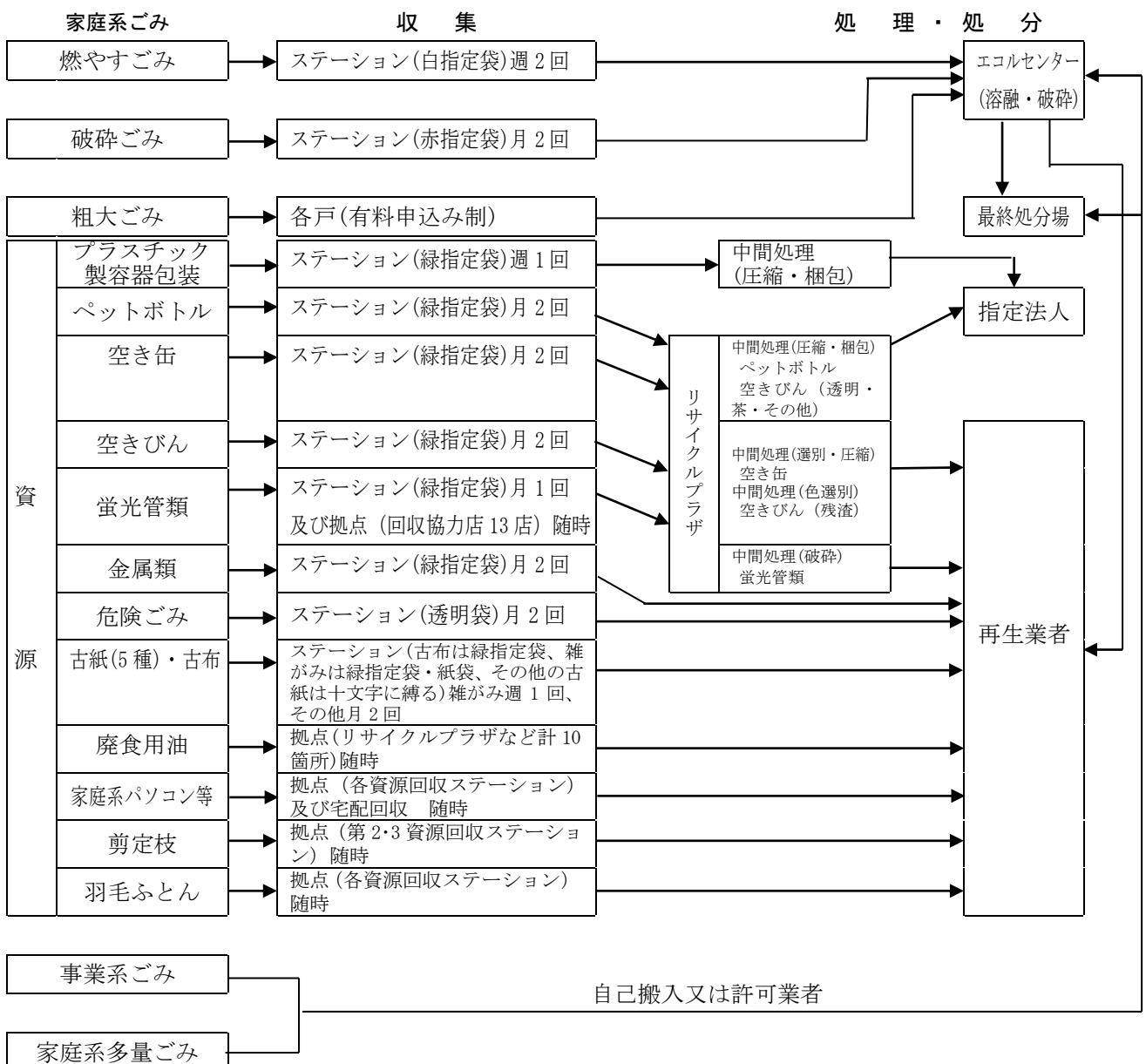
年々増大、多様化するごみを資源化し、環境衛生上支障のないよう処理するため、本市では収集運搬体制の整備と充実に努めるとともに、排出者である市民及び事業者に対して正しいごみの処理方法、ごみの減量・再利用など市の清掃事業への理解と協力を積極的に呼び掛けてきたところであります。

本市では、一般廃棄物を以下のとおり、収集・処理しています。

このうち、家庭から排出されるものは、4分別19種類に区分し、市が収集をしています。事業系ごみ及び家庭系多量ごみについては、自己搬入あるいは、市の許可を受けた一般廃棄物処理業者が収集運搬を行っています。

処理については、「燃やすごみ」「破碎ごみ」「粗大ごみ」及び事業系ごみ・家庭系多量ごみは、小牧岩倉エコルセンターで、その他家庭系資源については、再資源化施設で行っています。

2 処理体制（令和4年4月1日現在）

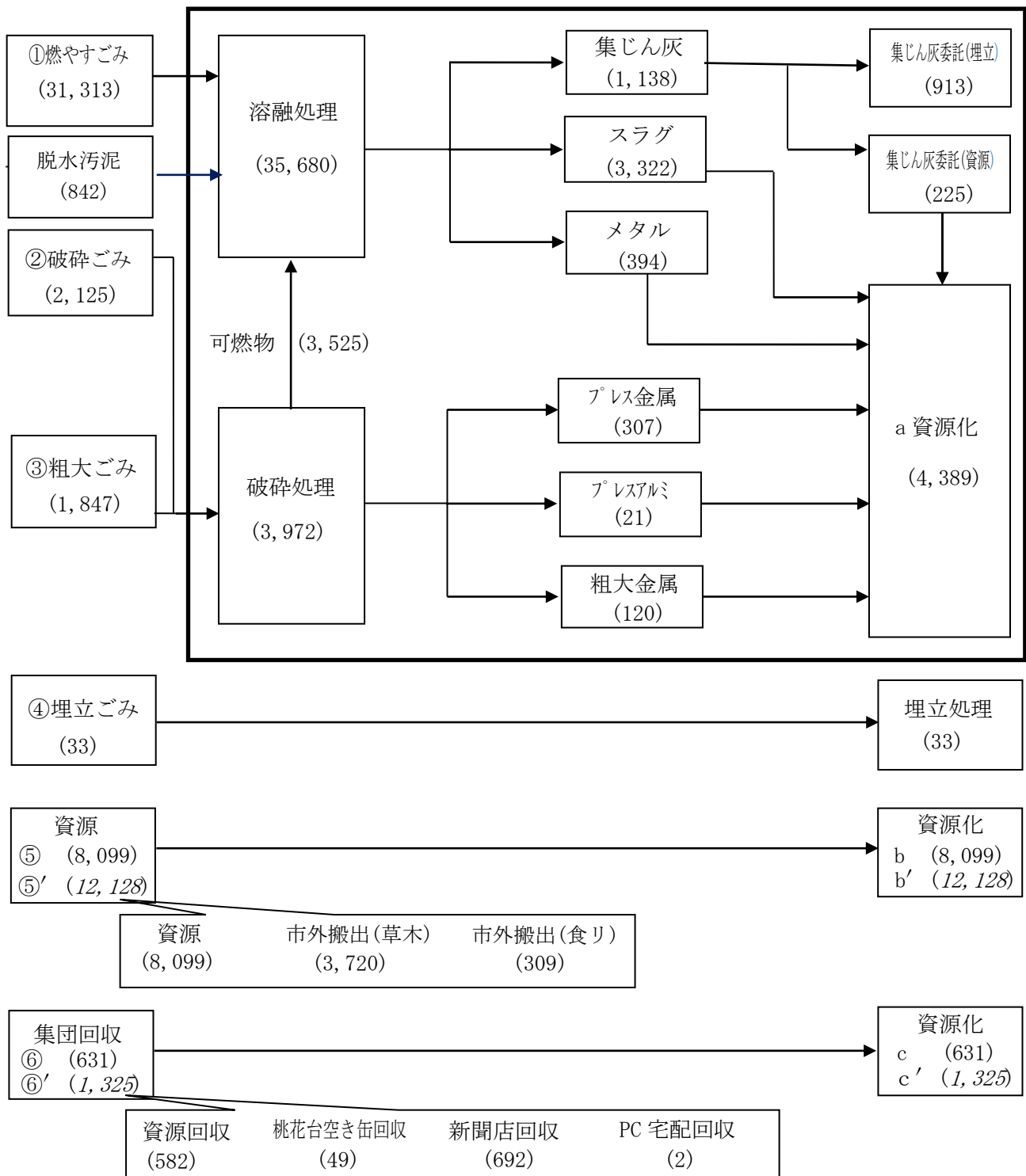


3 ごみの収集・処理量

(1) 令和3年度ごみの収集・処理量

(※四捨五入のため、合計は必ずしも一致しない)

単位：t



○総排出量：①+②+③+④+⑤ (⑤') +⑥ (⑥') = 44,049 t (48,771 t)

○資源化量：a+b (b') +c (c') = 13,119 t (17,841 t)

○リサイクル率：29.8% {資源化量／総排出量} = 13,119／44,049

36.6% {資源化量／総排出量} = 17,841／48,771

(2) ごみ収集量の推移

ア ごみの形態別収集量

単位：t

区分 \ 年度		28	29	30	R1	R2	R3
燃 や す ご み	※1 委託等	21,659	21,580	21,173	20,980	21,413	21,051
	許 可	10,112	10,175	9,752	9,787	9,649	10,040
	直 搬	289	226	216	517	295	223
	小 計	32,060	31,981	31,141	31,285	31,357	31,314
破 砕 ご み	直 営 (委託含)	2,495	2,305	2,261	2,084	2,220	1,991
	許 可	1	7	2	0	1	0
	直 搬	180	157	128	110	119	134
	小 計	2,676	2,469	2,391	2,194	2,339	2,125
粗 大 ご み	直 営 H28 からは委託	142	157	171	162	193	188
	許 可	63	41	96	128	132	76
	直 搬	874	958	1,250	1,499	1,656	1,583
	小 計	1,079	1,156	1,518	1,789	1,981	1,847
埋 立 ご み	許 可	1	0	1	0	0	1
	直 搬	99	78	197	244	182	32
	小 計	100	78	197	244	182	33
資 源	直営・委託	7,471	7,452	7,573	7,799	8,280	8,099
合 計		45,386	43,136	42,821	43,311	44,140	43,418

※四捨五入のため、合計は必ずしも一致しない

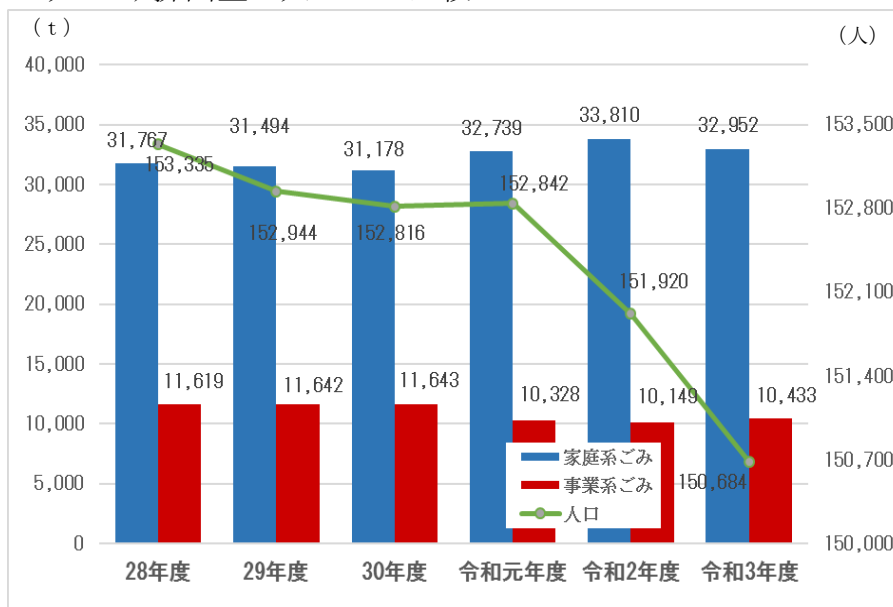
※1 スプレー缶廃液を含む

イ 市民1人当たりのごみ排出量

年度 区分		28	29	30	R1	R2	R3
年間 ごみ 排出 量 【t】	家庭系ごみ	31,767	31,494	31,178	32,739	33,810	32,952
	(うち資源)	(7,471)	(7,452)	(7,573)	(7,799)	(8,280)	(8,099)
	事業系ごみ	11,619	11,642	11,643	10,328	10,149	10,433
	(事業系資源)	(3,896)	(3,358)	(3,735)	(4,235)	(4,179)	(4,029)
	埋立ごみ	※ 101	※ 78	※ 197	244	182	33
	合 計 (事業系資源含む)	43,386 (47,282)	43,136 (46,494)	42,821 (46,556)	43,311 (47,546)	44,140 (48,319)	43,418 (47,446)
人口(年度末)【人】		153,335	152,944	152,816	152,842	151,920	150,684
世帯数(年度末)【世帯】		65,849	66,587	67,594	68,458	68,827	68,782
1日当たり排出量【t】		119	118	117	118	121	119
1人1 日当 り 【g】	家庭系ごみ	568	564	559	585	610	599
	資源を除く 家庭系ごみ	434	431	423	446	460	452
	事業系ごみ (資源含む)	28 (277)	209 (269)	209 (276)	185 (260)	183 (258)	190 (263)
	ごみ全体	775	773	768	774	796	789

※事業系ごみに含む

ウ ごみ排出量と人口との比較



(3) 再資源化率の推移

年度	28	29	30	R1	R2	R3
再資源化率(%)	30.1 (36.7)	29.7 (35.6)	30.2 (36.6)	30.0 (37.0)	29.9 (36.7)	29.8 (36.6)

※ () 内は事業系資源及び新聞店回収分を含んで算出した値

(4) 燃やすごみ組成分類結果（乾ベース、年平均）

単位：％

区分 \ 年度	29	30	R1	R2	R3	平均 (過去5年)
紙・布類	54.1	53.1	59.9	58.5	49.6	55.04
合成樹脂	19.1	16.8	19.3	18.4	18.9	18.5
木・竹・わら類	12.5	16.6	7.5	6.1	14.0	11.34
厨芥類	10.0	8.1	8.8	9.3	10.5	9.34
不燃物	2.2	2.1	1.9	2.8	2.0	2.2
その他	2.1	3.3	2.6	5.0	5.0	3.6

※小牧岩倉衛生組合小牧岩倉エコルセンター「ごみ成分組成分類結果」による

(5) 破碎ごみ組成分類結果（乾ベース）

ごみ集積場から破碎ごみを収集し、それぞれ品目ごとに重量、容積を計量し割合を算出した。

平成 29 年度調査

区分	品目別	重量 (kg)	容積 (ℓ)	重量割合 (%)	容積割合 (%)
燃やすごみ	生ごみ	10.00	96.60	1.41%	1.06%
	その他可燃物	97.00	828.00	13.69%	9.06%
	小計	107.00	924.60	15.10%	10.11%
破碎ごみ	プラスチック製品	231.80	2,566.80	32.72%	28.08%
	ゴム・皮革製品	98.20	1,987.20	13.86%	21.73%
	ガラス・陶器類	66.90	759.00	9.45%	8.30%
	分別残渣	4.60	69.00	0.65%	0.75%
	小計	401.50	5,382.00	56.68%	58.86%
資源	金属・小型家電	113.20	828.00	15.98%	9.06%
	危険ごみ	10.40	276.00	1.47%	3.02%
	紙・布類	24.10	524.40	3.40%	5.73%
	その他資源	52.20	1,207.50	7.37%	13.21%
	小計	199.90	2,835.90	28.22%	31.02%
合計		708.40	9,142.50	100.00%	100.00%

4 犬猫等の死体処理

単位：体

区分 \ 年度	28	29	30	R1	R2	R3
有 料（ペット）	581	542	529	509	434	421
無 料（道路上等）	966	906	945	878	936	901
合 計	1,547	1,448	1,474	1,387	1,370	1,322

5 指定ごみ袋

令和4年4月1日現在

区 分	色	材 質	大 き さ	上限小売価格 (税抜き)
燃やすごみ用	白	高密度ポリエチレン(80%)	小 10 $\frac{1}{2}$ 500×300×0.03	9 円/枚
		低密度ポリエチレン(20%)	中 30 $\frac{1}{2}$ 700×500×0.03	13 円/枚
破砕ごみ用	赤	低密度ポリエチレン	小 10 $\frac{1}{2}$ 500×300×0.03	9 円/枚
			中 30 $\frac{1}{2}$ 700×500×0.03	13 円/枚
			大 45 $\frac{1}{2}$ 800×650×0.03	18 円/枚
資 源 用	緑	低密度ポリエチレン	小 10 $\frac{1}{2}$ 500×300×0.03	9 円/枚
			中 30 $\frac{1}{2}$ 700×500×0.03	13 円/枚
			大 45 $\frac{1}{2}$ 800×650×0.03	18 円/枚

6 ごみ集積場

(1) ごみ集積場設置数

令和4年4月1日現在

種 類	設 置 数	基 準
燃やすごみ集積場所	3,138 箇所	20 戸に 1 箇所。0.15 m ² /戸
資源回収場所	2,098 箇所	50 戸に 1 箇所。0.15 m ² /戸
(内 古紙・古布、蛍光管類除く)	(258 箇所)	
(内 古紙・古布、蛍光管類含む)	(1,833 箇所)	
(内 古紙・古布のみ)	(7 箇所)	
蛍光管店舗回収	13 箇所	

※共同住宅におけるごみ集積場設置基準は「6 戸以上」箇所

(2) ごみ集積場整備費補助事業

地域住民の衛生生活の向上とまちの美化を図るため、ごみ集積場の整備を行う区に補助を行う。

ごみ集積場への不法投棄を未然に防止するための監視カメラ購入の補助を行っている。(補助限度額は 300,000 円。平成 28 年度より補助額を対象経費の 1/2 とした。)

区分 \ 年度	29	30	R1	R2	R3
区数	27	22(1)	28(2)	30(3)	23(4)
申請数(件)	35	42	44	39	34
補助金(円)	7,669,542	10,753,593	10,001,071 (144,492)	8,935,610 (580,470)	9,122,522 (737,880)

※ () 内の数値は、監視カメラ補助区数及び補助金額

(3) ごみ集積場維持管理費交付金事業

行政区内の全域で分別収集に協力し、ごみ集積場を維持管理している行政区に対し交付金を交付する。

○ 均等割：30,000 円／区

○ 世帯割：100 円／世帯（平成 18 年度まで 50 円／世帯）

世帯数基準日：10 月 1 日

区分 \ 年度	29	30	R1	R2	R3
区数	129	129	129	129	129
交付金(円)	9,283,800	9,307,100	9,357,300	9,330,200	9,351,700

(4) ごみ集積場管理用資材支給事業

ごみ集積場の管理用資材として行政区等へカラスネット、クリーン推進員腕章、指定袋、看板の支給を行う。

単位：個

区分 \ 年度	28	29	30	R1	R2	R3
カラスネット	1,228	915	1,031	796	1,189	954
腕章	2	38	44	33	44	15
カラス除けメッシュパネル	—	646	602	407	494	493

7 不法投棄防止啓発事業

(1) 不法投棄監視カメラ設置事業（平成 18 年 6 月～）

不法投棄監視カメラをごみ集積場に設置し、不法投棄の未然防止を図る。

単位：件

項目 \ 年度	28	29	30	R1	R2	R3
集積場設置件数 (延べ)	72	103	87	89	89	96

(2) 不法投棄防止回転灯・監視カメラの設置（平成 21 年 8 月～）

不法投棄が頻繁な道路等の公共用地へ回転灯や監視カメラを設置し、不法投棄の未然防止を図っている。

○令和 4 年 4 月 1 日現在

回転灯 4 台設置

監視カメラ 7 台設置

8 不法投棄処理

(1) 小牧岩倉衛生組合小牧岩倉エコルセンター搬入量

公共用地等に不法投棄された投棄物を小牧岩倉エコルセンターに搬入した量

単位：kg

年度 項目	28	29	30	R1	R2	R3
搬入量	55,820	45,870	45,210	36,070	34,570	28,850

(2) 不法投棄廃家電収集量

公共用地等に不法投棄された廃家電の収集量

単位：台

年度 品目	28	29	30	R1	R2	R3
テレビ	79	57	52	59	104	67
冷蔵庫	29	23	23	9	24	12
洗濯機	8	9	7	12	23	10
エアコン	1	3	4	1	7	2

9 エコハートショップ認定制度（平成 19 年 1 月～）

ごみの減量や環境にやさしい取り組みをしている市内のお店（販売店）を「エコハートショップ」として認定する。

年 度	認 定 店 舗	
18	アピタ小牧店	マックスバリュ小牧堀の内店
	㈱S.S.V西友味岡店	㈱栗田商会小牧営業所
19	㈱ダスキン塚原	アル・プラザ小牧
	アピタ桃花台店	イオン㈱ジャスコ
20	パスポート小牧店	サカエヤ食料品店
	アオキスーパー小牧店	酒やビック小牧味岡店
21	ビッグリブ小牧店	御菓子所(有)武野屋
	問屋スーパーサント	㈱清水屋小牧店
22	ホームセンターバロー桃花台店	カインズホーム小牧店

10 こまやか収集（平成 17 年 4 月～）

家庭から排出されるごみ及び資源を所定の排出場所まで持ち出すことが困難な高齢者、障がい者等の世帯に対し、ごみ等の排出の支援を図るために戸別収集を実施する。

単位：世帯

項目 \ 年度	28	29	30	R1	R2	R3
実施世帯数	144	155	178	210	246	304

11 廃棄物減量等推進審議会（平成 20 年度～ ※平成 12～19 年度：廃棄物減量等推進協議会）

廃棄物の減量及び再資源化の促進を図り、もって循環型社会を形成することを目的に設置。

（1）審議事項

- ・一般廃棄物処理計画に基づく実施計画等の推進に関すること。
- ・廃棄物の減量及び再利用等の推進に関すること。
- ・その他市長が必要と認める事項

（2）委員

- ・20 人

（区長会 6 人、各種団体 6 人、事業者 3 人、学識経験者 1 人、市民公募 4 人）

（3）令和 3 年度会議内容

回数	開催日	内 容
第 1 回 ※書面開催	6 月 1 日 ※通知日	・小牧市ごみ処理基本計画の進捗状況について ・令和 2 年度ごみ・資源の排出状況（前年度比較）
第 2 回	11 月 8 日	・令和 4 年度小牧市一般廃棄物処理実施計画（案）について
第 3 回	1 月 27 日	・令和 4 年度一般廃棄物処理実施計画（案）について ・資源回収貢献団体及びごみ集積場管理功績団体の選考について

※令和 3 年度は新型コロナウイルスの蔓延防止に伴い、第 1 回は書面開催とした。

12 ごみ減量・再資源化

（1）啓発指導事業

ア 刊行物の発行

「資源・ごみ収集カレンダー」、「資源・ごみの分け方と出し方」等を作成し、正しい分け方や出し方を啓発しマナーの徹底を図っている。

名 称	備 考
資源・ごみ収集カレンダー	
資源・ごみの分け方と出し方（保存版）	
資源・ごみの分け方と出し方（概要版）	日本語版 外国語版（7 種類）
資源・ごみの分別早見表	

イ 小学校4年生社会科学習資料（平成7年度～）

ごみの減量と資源のリサイクルの必要性を学ぶために副読本を作成し、市内小学校に配布している。

名 称	仕 様	数	備 考
私たちのくらしとごみ	A4 カラー20 ページ	1,700 部	

ウ 出前講座（平成8年度～）

生涯学習まちづくり出前講座の講座としての「ごみ減量化対策について」に対して、職員を講師として派遣している。

単位：回、人

項目 \ 年度	28	29	30	R1	R2	R3
開 催 回 数	12	10	17	11	5	8
受講者数(延べ)	592	492	719	496	127	263

エ 行事への参加

イベント(環境フェア、小牧市民まつり等)に参加し、ごみ減量の啓発を行う。

オ 地元説明会等

分別排出方法の周知や地元での諸問題等を把握するため、各行政区等から依頼を受け職員を派遣する。

カ 小中学校総合学習への職員派遣等

小中学校から依頼を受け、総合学習や環境学習への職員の派遣や来庁した生徒にごみ減量について話をする。

キ ごみ集積場での分別・排出指導（平成15年4月から随時実施）

職員が各行政区のごみ集積場へ出向き、排出者に対し分別指導を行う。

平成20年5月より廃棄物排出指導員を配置し、分別・排出指導のさらなる強化を図っている。(平成27年4月からは、廃棄物適正処理指導員に変更)

単位：件

年度	指導 件数	(内訳)					
		事業系	家庭系	(内訳)			
				戸建て	共同住宅	市外等	共同住宅 比率(%)
30	256	5	251	43	205	3	81.7
R1	303	9	294	54	236	4	80.3
R2	96	4	92	22	67	3	72.8
R3	198	8	190	43	146	1	76.8



R3 年度実績

個人・事業系

個人・事業系			A	B	C	D	E	F	G	H(A+B+E+F)
通巡	居住区分		指導完了	文書指導	指導断念	個人判明せず	指導書	命令 (誓約書)	計	(指導)
通報	家庭系	共同住宅	35	11	10	3	0	0	59	46
		戸建て	16	1	6	5	0	0	28	17
		市外		0	0	0			0	0
		不明	0		11	440			451	0
	家庭系 計		51	12	27	448	0	0	538	63
	うち外国人		12	3	5	1	0	0	21	15
	事業系		5	0	1		0	0	6	5
	通報 計		56	12	28	448	0	0	544	68
巡回	家庭系	共同住宅	73	27	14	0	0	0	114	100
		戸建て	24	2	3	0	0	0	29	26
		市外		1	0	0			1	1
		不明	0			0			0	0
	家庭系 計		97	30	17	0	0	0	144	127
	うち外国人		37	6	6		0	0	49	43
	事業系		3	0	0		0	0	3	3
	通報 計		100	30	17	0	0	0	147	130
合計	家庭系	共同住宅	108	38	24	3	0	0	173	146
		戸建て	40	3	9	5	0	0	57	43
		市外		1	0	0			1	1
		不明	0			440			440	0
	家庭系 計		148	42	44	448	0	0	682	190
	うち外国人		49	9	11	1	0	0	70	58
	事業系		8	0	1		0	0	9	8
	合計		156	42	45	448	0	0	691	198
特別収集受付件数			788							

共同住宅(管理会社や所有者等に対する指導)

	指導	命令 (改善命令)	計
指導件数(共同住宅実数)	87	0	87

ク 事業者への指導等

多量排出事業者(1日のごみの平均排出量100kg超)への減量計画書や特定業種へのごみ排出方法に関するアンケート調査を行い、その結果に基づき事業者へ訪問指導する。

また、平成26年度に啓発冊子『事業所の皆様へ』を作成し、平成27年度にはNTTタウンページ掲載されている市内企業5,400社へ配付

ケ 小牧市ごみ分別アプリ配信サービス（平成 28 年 5 月～）

ごみ収集日を知らせるアラームや緊急時のごみ収集の周知、ごみ分別検索などの機能を組み込んだスマートフォン向けアプリケーション「ごみの日ナビ」を配信。また、平成 29 年 7 月から外国版で「さんあ〜る」（ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、タガログ語、インドネシア語、ベトナム語対応）を配信する。

ダウンロード件数（累計）

単位：件

年度 名称	30	R1	R2	R3
ごみの日ナビ	14,855	16,006	16,829	17,649
さんあ〜る	1,120	1,924	2,960	4,261

（２）感謝状贈呈

ア 資源回収貢献団体感謝状贈呈（平成 19 年度～）

資源回収に顕著な功績を上げた団体に感謝状を贈呈する。

19 年度 (13 団体)	市之久田子ども会	南外山子ども会	御屋敷子ども会	上新町子ども会
	藤島子ども会	小牧原西屋敷子ども会	スペクトル舟津子ども会	小牧原小学校
	桃ヶ丘小学校 PTA	小牧西中学校 PTA	こまきねっと資源を考える会	
	小木上区会	桜井区資源ごみ回収団体クリーン桜井		
20 年度 (13 団体)	とみづか子ども会	原社会	小木小学校 PTA	安田子供会
	林ニューサンディーズ	アザレア作業所	応時中学校	味岡小学校 PTA
	本庄小学校 PTA	光ヶ丘小学校 PTA	岩崎中学校	藤島エンゼル子供会
	常普請子供会			
21 年度 (13 団体)	千歳会	北外山子供会イトーピア分会	二重堀子供会	南岩崎台子ども会
	東田中県住仲よし子供会	大井区会	ダイナース小牧	小針入鹿新田子供会
	小牧市立篠岡中学校 PTA	桜井子ども会	小木中子供会	片町子供会
	光ヶ丘中学校 PTA			
22 年度 (14 団体)	野口子供会	桃ヶ丘たいよう子供会	高根子ども会	篠岡三丁目子供会
	西之島子ども会	小針子供会	ランディア子供会	間々原子ども会
	小木下子ども会	小木上子供会	田県西子供会	村中子ども会
	御屋敷親睦会	北外山婦人会		
23 年度 (14 団体)	竹の子子供会	小牧原南区子ども会	東町子供会	寺浦子供会
	北里小学校 PTA	北里中学校 PTA	北外山県住子ども会	米野子ども会
	小牧市身体障害者福祉協会	大輪子供会	小牧市立第一幼稚園育母会	東新町子供会
	エコセイバー	すずかけ共同作業所		
24 年度 (13 団体)	春日寺青空子ども会	西町子ども会	大新田子供会	堀の内子ども会
	篠岡小学校 PTA	大城小学校 PTA	小牧南小学校 PTA	下小針子ども会
	小牧原中屋敷子ども会	小牧市村中小学校 PTA	小牧市立一色小学校	郷中区会
	スカイステージ 33 管理組合資源回収委員会			
25 年度 (3 団体)	小牧市本庄小学校児童会	中町子供会	岩崎東区環境部会	
26 年度 (10 団体)	御屋敷子供会	小牧原南区子供会	小牧市身体障害者福祉協会	小牧市立第一幼稚園育母会
	小針入鹿新田子ども会	エコセイバー	小牧市立桃陵中学校	あおぞら幼稚園父母の会
	スペクトル舟津子供会	桃三北防犯パトロール会		



27 年度 (15 団体)	とみづか子ども会	市之久田子供会	野口子供会	桃ヶ丘たいよう子供会
	藤島エンゼル子ども会	南岩崎台子ども会	桃ヶ丘小学校 PTA	小牧市立小牧西中学校 PTA
	小牧原西屋敷子ども会	西之島子ども会	間々原子子ども会	小木下子ども会
	小牧市立岩崎中学校	御屋敷親睦会	社福) 小牧福祉会	本庄授産所
28 年度 (13 団体)	小木上子ども会	多気子供会	小牧市立米野小学校	二葉子ども会
	光ヶ丘中学校 PTA	二重堀子供会	篠岡中学校 PTA	
	懐子ども会	西之島区	小牧市立三ッ渕小学校 PTA	
	村中区	米野区	社福) 小牧福祉会	いわさき授産所
29 年度 (12 団体)	北官舎子供会	南外山子ども会	安田子供会	小牧市立第一幼稚園 PTA
	小牧市立一色小学校	小木上区会	エコセイバー	小牧市立小牧原小学校
	桃三北防犯パトロール会	岩崎東区環境部会	あおぞら幼稚園父母の会	
	社福) アザレア福祉会	アザレア作業所		
30 年度 (15 団体)	とみづか子ども会	南岩崎台子ども会	大新田子供会	堀の内子ども会
	小牧市立本庄小学校 PTA	東町子供会	小牧市立北里小学校 PTA	東新町子供会
	小牧市立村中小学校 PTA	小木中子ども会	小牧市立応時中学校	北外山婦人会
	小牧市立北里中学校	小牧市立味岡中学校	田県西区地域 3 あい事業運営委員会	
R1 年度 (10 団体)	桃ヶ丘小学校 PTA	大城小学校 PTA	藤島子ども会	下之町子供会
	間々原子子ども会	原壮会	米野区	MC 友の会
	大山百寿会	(福) すずかけ福祉会	すずかけ共同作業所	

※平成 18 年度までは表彰

平成 19 年度～25 年度までは記念品も贈呈

令和 2, 3 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため活動を自粛する団体が多く、本賞は集団で活動する事業を推奨するものであるため選出を行わなかった。

イ ごみ集積場管理功績団体感謝状贈呈（平成 19 年度～）

ごみ集積場の美化及び、ごみの分別減量の推進に顕著な功績を上げた団体に感謝状を贈呈する。※平成 18 年度までは表彰 平成 19 年度～25 年度までは記念品も贈呈

19 年度	岩崎県住第 1 区、岩崎県住第 2 区、岩崎県住第 3 区、岩崎県住第 4 区、田県東区、南外山区、久保一色中北区
20 年度	市之久田区、久保山団地区、藤島団地区、南岩崎台区、野口区、久保一色中南区、常普請区
21 年度	春日寺区、北外山県住区、元町区、スペクトル舟津区、小松寺団地区、久保一色新田区、久保区
22 年度	安田区、河内屋区、たがた苑区、久保一色本田区、桃ヶ丘第 2 区、小針入鹿新田区
23 年度	東海区、みどり台区、山北区、ガーデンヒルズ 本庄区、ガーデン岩崎区、とみづか区
24 年度	下之町区、中町区、タウン本庄区、久保一色寺前区、古雅第 1 区、篠岡第 2 区、城山第 5 区
25 年度	北外山区、竹林区、小牧原南区、懐区、大新田区、寺浦区、門前町区、間々原区、下末区、大草西区、小牧ヶ丘区、古雅第 4 区、桃ヶ丘第 1 区、篠岡第 3 区、光ヶ丘第 1 区、光ヶ丘第 2 区、城山第 1 区、城山第 4 区、藤島区、梵天藤栄区
26 年度	小牧原北区、堀の内区、大輪区、三ッ渕区、岩崎西区、林区、古雅第 2 区、池新田区、小針区、下小針区、小木中区
27 年度	朝日区、小牧原中区、小牧原西区、小牧原駅東区、舟津区、篠岡第一区、御屋敷区、郷中区
28 年度	上之町区、東町区、東新町区、西町区、間々区、東田中区、小松寺区、岩崎中区、高根区
29 年度	大山区（小牧）、片町区、大井区、入鹿区、本庄台区、岩崎原区、大山区（篠岡）、城山 5 丁目県住区、トラックターミナル区

30 年度	米野区、小牧原街道区、西之島区、横内区、東田中県住区、本庄区、光ヶ丘第 3 区、光ヶ丘第 4 区、常普請区
R1 年度	二重堀区、小牧原源川区、横町区、村中区、東田中区、岩崎東区、上末区、城山 2 丁目県住区、小木上区
R2 年度	向町区、大草東区、桃花台パークヒルズ区
R3 年度	久保一色本田区、古雅第 3 区、桃ヶ丘第 3 区、光ヶ丘第 5 区、光ヶ丘第 6 区、城山第 3 区、小木下区

(3) 再資源化事業

ア 資源回収量

単位：t

年度 区分	28	29	30	R1	R2	R3
資 源	7,471 (11,367)	7,452 (10,810)	7,573 (11,308)	7,799 (12,034)	8,280 (12,459)	8,099 (12,128)
破碎施設 等資源化	4,269	4,153	4,247	4,274	4,438	4,389
集団回収	1,857 (2,714)	1,687 (2,483)	1,603 (2,360)	1,367 (2,062)	695 (1,297)	631 (1,325)
合 計	13,597 (18,350)	13,292 (17,446)	13,423 (17,915)	13,440 (18,370)	13,413 (18,194)	13,119 (17,841)

※（）内は事業系資源及び新聞店回収分を含んで算出した値

※四捨五入のため、合計は必ずしも一致しない

イ 資源回収ステーション利用者数

単位：人

施設名 年度	28	29	30	R1	R2	R3
第 1 資源回収ステーション	71,758	77,944	77,442	77,507	80,798	79,444
第 2 資源回収ステーション (うち剪定枝利用者数)	7,428 5,446	9,726 6,668	9,616 6,045	9,977 5,885	13,586 8,444	14,499 8,962
第 3 資源回収ステーション (うち剪定枝利用者数)	－ －	1,903 847	10,781 6,497	13,546 8,102	16,639 10,565	18,418 11,256

※第 2 資源回収ステーションは平成 26 年 7 月開設

平成 27 年 7 月から剪定枝の受入開始

※第 3 資源回収ステーションは平成 29 年 12 月開設

ウ 資源分別収集事業（昭和 59 年 7 月～）

単位：t

	28	29	30	R1	R2	R3
危険ごみ	－	－	－	－	73.13	78.49
金属類	284.65	350.36	412.91	464.6	458.94	388.63
家庭系PC・携帯電話	11.66	13.17	15.87	18.84	18.92	16.93
空きびん	741.64	717.62	691.78	650.19	642.08	639.89
スチール缶	86.40	89.77	88.54	87.06	92.08	80.56
アルミ缶	106.33	106.60	114.91	124.45	142.48	141.16
プラスチック製容器包装	2,214.12	2,231.74	2,167.41	2,142.18	2,127.78	2,118.36
ペットボトル	332.37	336.80	363.52	364.91	402.80	409.69
蛍光灯類	10.85	11.82	10.57	12.18	13.40	11.64
古布	340.89	344.00	333.14	302.15	415.51	351.68
古紙	新聞	1,064.39	844.96	773.23	638.72	639.90
	雑誌	816.73	749.57	673.09	619.31	546.18
	段ボール	794.01	633.59	561.01	489.54	593.44
	雑がみ	242.93	414.72	555.95	667.75	763.13
	紙パック	14.11	11.81	11.32	10.02	12.39
剪定枝	377.39	560.01	763.16	1,171.81	1,269.06	1,356.57
廃食用油	32.16	35.18	36.75	34.41	34.23	36.49
羽毛ふとん	－	－	0.26	0.81	0.89	0.79
合 計	7,470.63	7,451.69	7,573.39	7,798.92	8,279.97	8,099.42

※平成 27 年度から令和元年度までの「金属類」の収集量は「危険ごみ」の収集量を含む。

※四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

※収集後の残渣除去分を除く。

エ 剪定枝運搬用公用車貸出事業（平成 28 年 5 月～）

家庭から発生した剪定枝を第 2、3 資源回収ステーションへ搬入する場合に限り、無料で公用車の貸し出しを行っている。

単位：件

年度	29	30	R1	R2	R3
貸出し回数	91	94	108	81	101
貸出し回数割合	43.8%	48.5%	52.9%	39.7%	51.0%

オ 廃食用油（天ぷら油）回収事業（平成 18 年 4 月～）

各家庭や学校給食センター・保育園で排出される使用済み食用油をリサイクルプラザ、資源回収ステーション、各市民センター等で回収し、バイオディーゼル燃料等に再生しています。

単位：0

区分 \ 年度	28	29	30	R1	R2	R3
給食センター	12,580	13,580	15,666	14,737	11,780	15,065
保育園	1,638	2,180	2,099	1,380	1,475	1,295
資源回収ステーション等	21,120	22,900	22,622	21,697	24,355	23,745
回収量合計	35,338	38,660	40,387	37,814	37,610	40,105

カ 家庭系パソコン回収事業（平成 26 年 7 月～）

小型家電リサイクル法に基づき、資源回収ステーションで拠点回収を開始。また、認定事業者と戸別回収に係る連携及び協力に関する協定を締結し、認定業者による回収を開始した。

拠点回収（資源回収ステーション）

年 度		高 品 位			低 品 位		
		ノート型パソコン	パソコン本体	携帯電話	一体型パソコン	モニター	その他
30	回収量(kg)	2,284	6,090	122	1,680	4,354	1,340
	台 数	901	679	1,017	129	657	
R1	回収量(kg)	2,810	6,662	143	2,002	5,626	1,601
	台 数	1,085	804	988	175	779	
R2	回収量(kg)	2,804	6,896	181	2,507	4,891	1,645
	台 数	1,070	784	1,416	217	748	
R3	回収量(kg)	2,540	5,893	217	2,138	4,340	1,806
	台 数	1,029	692	1,827	207	729	

宅配回収（認定事業者）

年 度		パソコン	携帯電話	その他	申込件数	回収件数
30	回収量(kg)	1,040.4	8.9	664.3	152	150
	台 数	206	75			
R1	回収量(kg)	1,615.8	17.1	1,076.8	219	207
	台 数	320	143			
R2	回収量(kg)	1963.4	28.8	1,168.9	306	302
	台 数	437	255			
R3	回収量(kg)	1608.4	15.8	707.3	273	267
	台 数	360	138			

キ 資源回収事業奨励金交付事業（平成 9 年 4 月～）

子ども会、PTA など各種団体による古新聞等の資源回収の実施は、ごみの減量・再資源化のみならず、地域コミュニティの育成に役立っている。ごみの減量・再資源化を一層推進するため、資源回収登録団体に 5 円/kg(平成 14 年 4 月 1 日から、逆有償の場合は、2 円/kgを限度として逆有償分を加算できる)奨励金を交付している。また、平成 26 年度からは、雑がみの奨励金を 20 円/kg(平成 28 年度から 5 円/kg)とし、空き缶は、補助対象外とした。

単位：t

区分 年度	実施団体数	古紙類		古布類	空き缶	合 計	奨励金額(円)
		雑がみ	その他				
28	93	102.422	1,628.930	43.592	27.926	1,802.870	8,880,152
29	92	99.555	1,470.175	38.392	27.009	1,635.131	8,044,786
30	95	99.800	1,386.541	42.453	23.595	1,552.389	7,648,124
R1	90	85.667	1,172.268	36.584	22.222	1,316.741	6,476,111
R2	71	53.911	556.098	19.173	12.154	641.336	3,146,290
R3	68	47.403	504.155	20.373	9.942	581.873	2,860.135

ク 資源倉庫貸与事業（平成 13 年度～）

資源回収団体の活動への支援のモデルとして、資源回収団体が回収した資源の一時保管用に、13 行政区へ倉庫を貸与した。

【13 行政区内訳】

小木上区、米野区、村中区、東田中県住区、郷中区、大山区、下小針区
篠岡一丁目区、小松寺区、三ッ渕区、堀の内区、岩崎区、東新町区

(4) 排出抑制事業

ア 生ごみ堆肥化事業<生ごみ堆肥化容器貸与事業> (平成7年4月～)

平成5年度にモデル地区で行ったコンポスト容器貸与事業を全市に拡大し、コンポスト容器を市民に対して無償で貸与し、生ごみの自家処理を推進している。なお、平成11年度から密閉容器も貸与の対象に追加した。

平成28年度からは補助制度に切り替え。

コンポスト容器貸与状況

単位：世帯、基

年度 区分	5～23	24	25	26	27
世帯数	7,813	86	102	89	85
基 数	12,718	119	152	119	120

密閉容器貸与状況

単位：世帯、基

年度 区分	5～23	24	25	26	27
世帯数	1,533	45	75	38	56
基 数	2,731	68	117	61	93

イ 家庭用生ごみ処理機器購入費補助事業 (平成11年5月～)

家庭から出る生ごみの処理を推進するため、市民が生ごみ処理機を購入した場合に購入費の2分の1(上限2万円)を補助している。

※平成19～27年度は購入費の5分の3(上限3万円)を補助

家庭用生ごみ処理機器購入費補助台数

単位：基

年度 区分	28	29	30	R1	R2	R3
生ごみ処理機	29	25	33	39	30	29
堆肥化容器	18	16	10	10	12	11
減量容器	0	1	0	0	0	0

ウ 共同住宅等生ごみ処理機設置費補助事業 (平成15年2月～)

家庭から出る生ごみの処理を推進するため、集団で処理する処理機を購入した場合に、購入費の2分の1以内で(上限は2万円×総戸数)を補助している。

平成27年度より廃止。

単位：件、世帯

年度 区分	15
件 数	1
世帯数	109

エ 家庭用剪定枝粉碎機貸出事業（平成 22 年 6 月～）

剪定枝粉碎機を市民に対して無償で貸与することにより、剪定枝の有効利用を促進し、燃やすごみの減量及び資源化を推進している。

区分 \ 年度	29	30	R1	R2	R3
件 数(件)	39	39	24	26	42
処理量(kg)	4,688	3,060	2,564	1,544	3,144

オ リサイクルデータバンク設置事業（平成 7 年 12 月～）

市民からの申込みによりリサイクルデータバンクに品目の登録をし、「あげます」、「求めます」の紹介を行い、不用品の交換の促進を図っている。
令和 4 年度より廃止。

単位：件

区分 \ 年度	28	29	30	R1	R2	R3
「あげます」	21	9	7	6	6	2
「求めます」	31	9	6	2	4	2
成 立	20	1	0	1	0	0

カ 子ども服リユース事業（平成 24 年 6 月～）

児童館 8 箇所にて不要になった子ども服やマタニティを回収し、希望者への配布を行っている。

児童館 8 箇所実績

単位：人、枚

年 度	古 着 入 庫			古 着 出 庫		
	利用人数	子ども服	マタニティ	利用人数	子ども服	マタニティ
29	1,412	19,696	544	5,946	20,228	959
30	1,465	20,501	481	5,455	18,801	393
R1	1,384	18,815	437	4,973	16,213	339
R2	919	15,259	301	3,322	11,583	141
R3	1,158	18,122	372	3,955	13,514	256

※令和 2 年度は新型コロナウイルスの影響により、4、5 月の期間は全館閉館していた。

※令和 3 年度は新型コロナウイルスの影響により、9 月の期間は全館閉館していた。

臨時イベント実績

事前に保育園へ回収ボックスを設置し、回収した子ども服やマタニティを希望者へ提供している。

令和3年度より、新型コロナウイルスの蔓延防止及びイベント会場の縮小に伴い、イベントへの出店を取りやめた。

単位：人、枚、冊

年度	来場者数	服回収数	提供数		備考
			服	本	
28	488	6,877	1,653	636	こまキッズフェスタ 2016
29	489	4,287	1,509	676	こまキッズフェスタ 2017
30	319	6,703	683	322	子育て世代包括支援センター開設イベント
30	425		1,411	528	こまキッズフェスタ 2018
R1	349	4,313	1,766	646	こまキッズフェスタ 2019

※令和2年度は新型コロナウイルスの蔓延防止に伴い、開催を中止した。

第7 環境美化

1 快適で清潔なまちづくり協議会（平成20年度～ ※平成9～19年度：小牧市ポイ捨てによるごみの散乱防止推進協議会）

（1）協議事項

- ・地域環境の保全及び美化の促進に関する事項
- ・その他市長が必要と認める事項

（2）委員

- ・20人（市議会議員、地域、事業者、各種団体の代表者）

（3）令和3年度会議内容

第1回（8/6）

- ・令和2年度快適で清潔なまちづくり推進事業実績報告について
- ・令和3年度快適で清潔なまちづくり推進事業計画について
- ・令和3年度「ごみ散乱防止市民行動の日」について
- ・表彰状・感謝状贈呈団体の選定について

第2回（2/18）

- ・令和3年度快適で清潔なまちづくり推進事業（中間）報告について
- ・令和4年度快適で清潔なまちづくり推進事業計画（案）について
- ・小牧山美化活動（案）について

（4）顕彰

市民のうちで、ごみの散乱防止に貢献し、その功績が顕著なもの並びに模範と認められるものに対し表彰状・感謝状を贈呈する。

15年度	感謝状	桃花台区長会、ボーイスカウト小牧第1団
16年度	感謝状	米野さわやか会、原壮会、小牧ライオンズクラブ
17年度	感謝状	村瀬 二郎
18年度	感謝状	グラウンドワーク小牧、オムロン(株)小牧車載事業所
19年度	感謝状	佐藤 輝久、久保山団地お助けマン、三菱重工(株)名誘
20年度	感謝状	トラックターミナル運営員会、イオン(株)ジャスコ小牧店
21年度	感謝状	三ツ星ベルト(株)名古屋工場、多気交友会、タウン本庄いきいきクラブ
22年度	感謝状	上之町子供会、小松寺の環境を良くする会
23年度	感謝状	ひろおう会、愛林会、小牧ヶ丘翊檜会
24年度	表彰状	米野さわやか会
	感謝状	安田子ども会、下末米寿会
25年度	感謝状	間々区クリーンボランティア、野口おそうじ隊、中南ボランティアクラブ
26年度	感謝状	小牧商工会議所、青木 和芳、間内駅西前広場を美しくする会
27年度	表彰状	グラウンドワーク小牧
	感謝状	尾張たばこ販売協同組合 小牧支部
28年度	感謝状	高根親和会、懐清和会、北外山婦人会
29年度	感謝状	参友会、NECフィールドディング(株)小牧営業所、高橋 英男

30 年度	表彰状	北斗中央税理士法人、株式会社 LIXIL 小牧支店
	感謝状	三友工業株式会社
令和 元年度	感謝状	株式会社クラウン・パッケージ、管清工業株式会社小牧事務所 さわやかガーデン岩崎
令和 2 年度	表彰状	トラックターミナル区、小牧トラックターミナル運営委員会
令和 3 年度	表彰状	有限会社山昌自動車、三井金属計測機工株式会社
	感謝状	にっとくスマイル株式会社

2 こまき環境保全推進員（平成 20 年度～ ※平成 19 年度以前：衛生委員）

市内全区にこまき環境保全推進員を委嘱して、地域における環境美化の推進を図っている。※令和 3 年度：129 人

3 快適で清潔なまちづくり推進事業

（1）環境美化パトロール等の実施

平成 20 年 5 月より環境美化パトロール員 4 人を配置し、市内のパトロール及び散乱ごみの回収、路上喫煙禁止区域での調査等を行っている。（平成 27 年 4 月からは、廃棄物適正処理指導員に変更）

（2）クリーンアップ事業（平成 15 年度～）

市・市民及び事業所が、それぞれの役割の下、地域環境の保全及び美化の促進を図った。（アダプトプログラム含む）

単位：人

項目 \ 年度	28	29	30	R1	R2	R3
参加人数(延べ)	81,886	90,043	88,977	106,985	42,260	49,316

ア こまきクリーンアップ活動

ポイ捨てによる散乱ごみの収集活動を行う 10 人以上で構成された団体（事業所）等にごみ袋を配布し、美化活動の推進を図っている。

単位：人

項目 \ 年度	28	29	30	R1	R2	R3
参加人数(延べ)	37,454	25,468	29,207	49,394	9,532	13,376

ボランティア袋（大 H15 年 6 月～ 小 H23 年 11 月～）

ボランティアによる清掃活動で、腐敗や汚れがあり資源化に適さない資源品目を同袋で排出できるようにした袋。令和 3 年 9 月からバイオマス材質 25%以上含むものへ変更した。

区 分	色	材 質	大 き さ
ボランティア用	黄	リニアポリエチレン	小 10 ㍓ 500×300×0.03
			大 45 ㍓ 800×650×0.03
ボランティア用	黄	リニアポリエチレン (バイオマス 25%)	小 10 ㍓ 500×300×0.03
			大 45 ㍓ 800×650×0.03

イ ごみ散乱防止重点地域の清掃

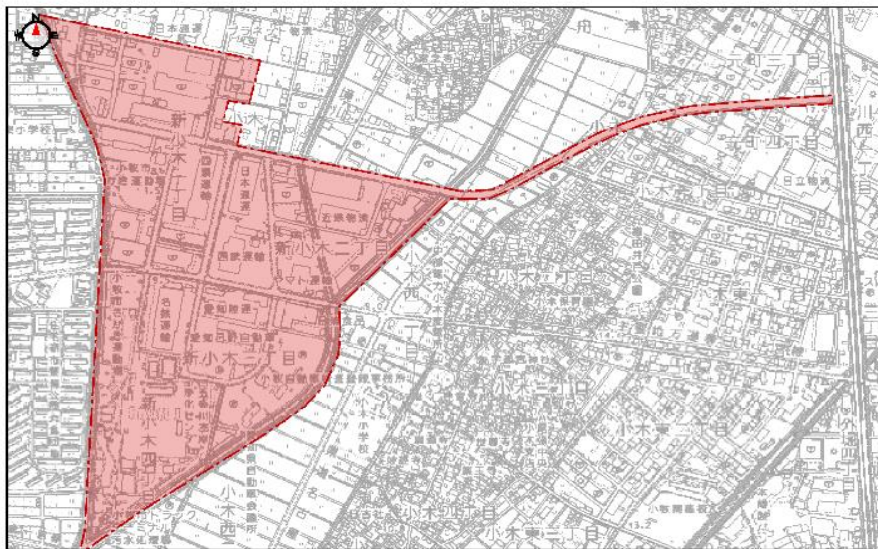
平成 18 年 4 月にトラックターミナルとその周辺をごみ散乱防止重点地域に指定し、地域住民や事業所が連携して定期的に清掃活動を行っている。

※令和 2 年 9 月 15 日に重点地域は解除したが、令和 3 年度も継続して清掃活動は行われている。

単位：人

項目 \ 年度	28	29	30	R1	R2	R3
参加人数(延べ)	200	200	50	180	81	58

ごみ散乱防止重点地域図



ウ 地区大掃除

地区住民が協働して、地区内のポイ捨てごみの回収や側溝の掃除を行う。

単位：人

項目 \ 年度	28	29	30	R1	R2	R3
参加人数(延べ)	42,937	40,321	41,725	41,359	18,154	23,392

エ 小牧山美化活動

市・市民・事業所が協働で、市のシンボルである小牧山の清掃活動を行う。

単位：人

項目 \ 年度	28	29	30	R1	R2	R3
参加人数(延べ)	685	687	656	713	中止	中止

※令和 2, 3 年度は新型コロナウイルスの蔓延防止に伴い、開催を中止した。

オ ゴミ散乱防止市民行動の日

「小牧市快適で清潔なまちづくり条例」に基づき「ゴミ散乱防止市民行動の日」を定め、式典の開催及び「ポイ捨てをやめてきれいなまちづくり」をPRしながら市民会館周辺の散乱ごみを回収する。

単位：人

項目 \ 年度	28	29	30	R1	R2	R3
参加人数(延べ)	610	510	510	585	中止	中止

※令和2,3年度は新型コロナウイルスの蔓延防止に伴い、開催を中止した。

(3) 犬のふん放置対策 イエローカード作戦

市民の環境美化意識が高まる中、地域では、マナーの悪い犬の飼い主によるふんの放置が問題になっている。そこで、飼い主の心理に訴えかけ、ふんの放置をなくすことを目的として実施している。平成27年度からは個人での活動も実施することとした。

単位：団体、人

項目 \ 年度	29	30	R1	R2	R3
実施団体数	3	3	3	2	2
登録者数	88	46	51	49	46
個人活動者数	22	11	6	9	7

(4) 路上喫煙禁止区域の巡回・指導

「小牧市快適で清潔なまちづくり条例」に基づき、平成20年12月に小牧駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定し、環境美化パトロール員により巡回・指導を行っている。

単位：日、人

項目 \ 年度	28	29	30	R1	R2	R3
巡回日数	196	179	167	147	148	135
被指導人数	20	14	7	7	11	12





(5) 啓発看板の配付

「ごみのポイ捨て禁止」「ペットのふんの放置禁止」「落書き禁止」等の各種啓発看板作成し、希望する市民に配付している。

単位：枚

項目 \ 年度	28	29	30	R1	R2	R3
配付枚数	749	703	515	501	655	569

4 アダプトプログラム推進事業（平成17年度～）

市内の道路、河川等の公共施設を市民が里親となって愛情と責任をもって定期的に清掃することにより、環境美化に対する市民意識の高揚を図るとともに、市民と市の協働による環境美化を推進する。

単位：人、団体、個人

項目 \ 年度	28	29	30	R1	R2	R3
団体数	43	42	42	44	46	45
（団体登録人数）	2,311	1,885	1,852	1,894	1,746	1,693
（個人登録人数）	4	4	8	9	9	8
登録人数合計	2,315	1,889	1,860	1,903	1,755	1,701

第8 リサイクルプラザ啓発事業

リサイクルハウスでは、家庭から出た資源ごみを再資源化するための作業現場を見学。プラザハウスでは、リサイクルや環境について楽しく学んでいただくため、様々な情報受発信や啓発活動を実施している。

(1) リサイクルプラザ利用状況

ア 見学者数

単位：人

区分 \ 年度	28	29	30	R1	R2	R3
大人	3,564	3,792	4,578	4,629	2,026	953
子供	2,255	1,998	890	798	296	264
合計	5,819	5,790	5,468	5,427	2,322	1,217

※令和2,3年度は新型コロナウイルスの蔓延に伴い緊急事態宣言が発出されて、公共施設の利用が制限されたため大幅に見学者数が減少した。

イ リサイクル体験教室利用者数

とんぼ玉作り、サンドブラスト体験、紙すき体験の他に、定期・特別体験教室及び廃油石けん作りを実施している。

単位：人

区分 \ 年度	28	29	30	R1	R2	R3
とんぼ玉	198	179	126	124	51	13
サンドブラスト	444	411	276	415	88	75
紙すき	1,497	1,147	1,229	913	18	4
定期体験教室						
特別体験教室	849	741	607	496	483	464
石けん作り	68	93	81	76	39	34
その他体験	429	972	1,637	1,021	233	305
合計	3,485	3,543	3,960	3,045	912	895

※令和2,3年度は新型コロナウイルスの蔓延に伴い緊急事態宣言が発出されて、公共施設の利用が制限されたため大幅に利用人数が減少した。

ウ 修理再生品の展示

粗大ごみで出された家具・自転車を修理して展示し希望者に無料で譲渡している。

単位：個

区分 \ 年度	28	29	30	R1	R2	R3
家具	0	0	0	0	0	0
自転車	36	36	36	36	36	35
合計	36	36	36	36	36	35

※31年度4月より自転車修理費有料

エ おもちゃ病院の開設

壊れたおもちゃを修理するおもちゃ病院を開設している。（毎月第一日曜日）

単位：回

区分 \ 年度	28	29	30	R1	R2	R3
おもちゃ病院「トイトイ」	12	12	12	11	9	10

※令和2,3年度は新型コロナウイルスの蔓延に伴い、緊急事態宣言が発出された月に關しては開催を中止した。

オ 古着・古本リユースコーナー（平成18年4月～）

市民の方から提供していただいた古着・古本を無償で提供している。常設コーナーのほか、年2回夏と秋にリユースデーとして、提供していただいたもの全てをホールに展示、提供するイベントを実施している。

単位：着・冊

区分 \ 年度	28	29	30	R1	R2	R3
古着 入庫	3,564	3,249	3,174	2,002	1,239	1,350
出庫	2,748	5,555	2,471	2,261	1,435	1,290
在庫	2,864	558	1,261	1,002	806	866
古本 入庫	890	1,577	1,943	622	425	409
出庫	1,731	2,140	1,408	1,222	513	1,021
在庫	3,456	2,893	3,428	2,828	2,740	2,128

第9 し尿処理等

1 概況

し尿については、公共下水道の整備と浄化槽の普及により、その排出量は年々減少しています。

し尿の収集は、市の許可を受けた汲取り業者が区域ごとに行います。浄化槽汚泥の収集は、市の許可を受けた浄化槽清掃業者が行います。収集したし尿等は、それぞれ小牧市クリーンセンターにおいて処理しています。（平成26年度まではし尿浄化槽汚泥処理施設で処理）

2 し尿処理量の推移

単位：kl

区分 \ 年度		28	29	30	R1	R2	R3
収 集 量	し 尿	3,283	3,045	2,419	2,318	1,898	1,097
	浄化槽汚泥	19,422	18,621	19,452	19,420	20,684	21,762
	合 計	22,705	21,666	21,871	21,738	22,582	22,859
施設処理量		22,705	21,666	21,871	21,738	22,582	22,859

3 浄化槽設置基数

単位：基

区分 \ 年度		28	29	30	R1	R2	R3
単 独 処 理		10,673	10,561	10,452	10,313	10,303	10,283
合 併 処 理		3,725	3,817	3,848	3,864	4,026	4,094
合 計		14,398	14,378	14,300	14,177	14,329	14,377

4 生活排水処理形態別人口の推移

単位：人

年度		28	29	30	R1	R2	R3
1.	計画区域内人口	153,335	152,944	152,816	152,842	151,920	150,684
2.	水洗化・生活雑排水処理人口	123,935	125,189	125,903	127,607	127,885	128,459
	(1) コミュニティプラント	0	0	0	0	0	0
	(2) 合併処理浄化槽	8,853	8,679	8,814	8,391	8,481	8,312
	(3) 下水道(供用開始区域内水洗化世帯)	103,006	104,034	104,783	106,284	108,508	108,338
	(4) 下水道(供用開始区域外水洗化世帯)	10,984	11,357	11,195	11,847	9,812	10,712
	(5) 農業集落排水施設	1,092	1,119	1,111	1,085	1,084	1,097
3.	水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽)	25,367	24,014	23,941	22,395	21,703	20,877
4.	非水洗化人口	4,033	3,741	2,972	2,840	2,332	1,348
	(1) し尿収集人口	4,033	3,741	2,972	2,840	2,332	1,348
	(2) し尿自家処理人口	-	-	-	-	-	-
5.	計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0

第 10 処理業者一覧（令和 4 年 4 月 1 日現在）

1 一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可業者

No.	許可 番号	業 者 名	代 表 者 名	所 在 地	電話番号	備 考
1	搬 1	大和エネルフ(株)	下別府 正樹	春日井市瑞穂通六丁目 17-1	37-0010	R4. 4. 1 (更新)
2	搬 2	第一環境(株)	長内 敏将	小牧市久保一色南二丁目 120 番地	72-2300	R4. 4. 1 (更新)
3	搬 3	東海装備(株)	伊藤 俊三	名古屋市瑞穂区大喜町五丁目 17 番地 (事)名古屋市中区吉津四丁目 907 番地	052-841-8627 052-432-5130	R4. 4. 1 (更新)
4	搬 4	(株)岩田清掃	岩田 勝次	瀬戸市山の田町 43 番地 303	0561-21-0006	R4. 4. 1 (更新)
5	搬 6	(株)ビホク	水流 貴子	北名古屋市熊之庄城ノ屋敷 3164 番地 (事)小牧市本庄 1187 番 1	25-3040 54-3050	R4. 4. 1 (更新)
6	搬 8	(有)シンセイ	永井 宏典	一宮市明地字東下城 78 番地の 1	0586-69-3056	R4. 4. 1 (更新)
7	搬 9	(株)新栄工業	加藤 憲一	犬山市中山町二丁目 37 番地	61-1844	R4. 4. 1 (更新)
8	搬 11	大成環境(株)	井田 美香	小牧市大字本庄字山之内 1251 番地 9	78-0277	R4. 4. 1 (更新)
9	搬 12	(株)ユニオンサービス	松原 高治	名古屋市緑区大高町字追風 23 番地の 1	052-623-5342	R4. 4. 1 (更新)
10	搬 14	大和エンタープライズ(株)	南村 朋幸	江南市上奈良町久保 144 番地	0587-54-4612	R4. 4. 1 (更新)
11	搬 15	(株)ディーアイディー	国本 実	一宮市常願通五丁目 20 番地の 1	0586-73-7840	R4. 4. 1 (更新)
12	搬 16	福田三商(株)	林 寛子	名古屋市南区千竈通二丁目 14 番地 1 (事)小牧市新小木二丁目 9 番地	052-825-2111 76-4196	R4. 4. 1 (更新)
13	搬 18	フジエイ(有)	富士道 誠	春日井市上田楽町 1873 番地	84-5151	R4. 4. 1 (更新)
14	搬 19	(有)タツミ産業	後田 留美	江南市松竹町八幡 118 番地 (事)江南市島宮町桐野 149 番地	0587-55-3446	R4. 4. 1 (更新)
15	搬 22	(株)愛北産業	佐藤 隆志	岩倉市曾野町 709 番地	0587-66-2113	R4. 4. 1 (更新)
16	搬 24	(株)エコロダイワ	西島 康司	小牧市中央三丁目 37 番地 (営)尾張旭市大塚町二丁目 7 番地 21	052-775-5589	R4. 4. 1 (更新)
17	搬 25	(有)伸和環境	長内 正	小牧市大字久保一色 3458 番地 1	41-4192	R4. 4. 1 (更新)
18	搬 28	(株)三原興業	三原 吉宗	小牧市大字大草 2989 番地	79-6765	R4. 4. 1 (更新)
19	搬 30	(有)コスモテクノ	伊藤 翼	名古屋市守山区西川原町 82 番地 (営)瀬戸市五位塚町 1 1 番 37	052-796-3633	R4. 4. 1 (更新)
20	搬 31	(有)ホテイクリーン	古田 一二三	江南市安良町地藏 78 番地	0587-56-4028	R4. 4. 1 (更新)
21	搬 32	(有)芳村商店	芳村 暢昭	春日井市東野新町二丁目 9 番地の 7	84-2587	R4. 4. 1 (更新)
22	搬 33	やまもと企画(株)	山本 美季男	岐阜県可児市塩河 1054 番地の 1 (営)小牧市大字林 303 番地 2	0574-65-8353	R4. 4. 1 (更新)
23	搬 38	(株)尾張クリーンパイプ	坂本 泰之	小牧市間々原新田 1053 番地	73-9933	R4. 4. 1 (更新)
24	搬 39	(株)富士商行	金光 博彦	春日井市桃山町三丁目 191 番地	82-0789	R4. 4. 1 (更新)
25	搬 40	坪井金属(有)	坪井 孝憲	小牧市大字東田中字東嶋 2057 番地 1	73-9141	R4. 4. 1 (更新)



26	搬 41	三和清掃(株)	宮川 賢生	小牧市大字本庄 2613 番地 114	79-2740	R4. 4. 1 (更新)
27	搬 42	サンユー工業(株)	樋江井 裕二	春日井市中新町一丁目 23 番地の 2 (事) 春日井市八田町七丁目 1 番地の 13	89-0821	R4. 4. 1 (更新)
28	搬 43	(株)大草建設	大澤 賢志	小牧市大字大草 3690 番地の 5	79-5260	R4. 4. 1 (更新)
29	搬 50	(有)藤井金属	藤井 洙龍	春日井市桃山町 3069 番地 3	84-1164	R4. 4. 1 (更新)
30	搬 52	(有)廣野商店	廣野 博文	小牧市下小針中島二丁目 30 番地 (事) 一宮市丹陽町九日市場字上田 98 番地 6	0586-81-4745	R4. 4. 30 (更新)
31	搬 53	(有)ケーアイ	国本 勇	北名古屋市中村権現 5 番地	24-0279	R2. 11. 16 (更新)
32	搬 54	西部開発(株)	井田 照子	小牧市小牧原一丁目 10 番地	78-7347	R4. 4. 1 (更新)
33	搬 56	木曽川環境クリーン(株)	松本 年夫	一宮市木曽川町大字黒田字松山東南ノ切 56 番地	0586-86-8271	R4. 4. 1 (更新)
34	搬 58	エコサービス(株)	南野 康浩	岩倉市大地町郷内 1222 番地	0587-37-0111	R3. 10. 12 (更新)
35	搬 59	(株)天蔵	本間 政浩	小牧市西之島 1953 番地 1	65-8879	R4. 3. 19 (更新)
36	搬 60	(有)桃山リサイクル	金山 誠次	春日井市桃山町 5100 番地 87 (事) 小牧市大字池之内三丁目 1 番地	27-6778	R4. 5. 23 (更新)
37	搬 61	(株)ECO 兼子	兼子 卓三	名古屋市守山区西川原町 273 番地 (事)小牧市下末 525 番地 2	052-792-3038 73-3811	R2. 10. 2 (更新)
38	搬 62	(株)橋本商店	橋本 淳良	小牧市中央六丁目 41 番地	76-2211	R3. 1. 18 (更新)

2 一般廃棄物(特定家庭用機器)運搬許可業者

No.	許可 番号	業 者 名	代 表 者 名	所 在 地	電話番号	備 考
1	搬 102	シバタ(株)	柴田 伊佐雄	江南市古知野町桃源 46 番地	0587-56-2948	R3. 4. 1 (更新)
2	搬 104	(株)倉衛工業	倉地 一也	江南市古知野町北屋敷 111 番地	0587-54-4356	R3. 4. 1 (更新)
3	搬 105	内藤商店(株)	内藤 昇彦	江南市布袋町南 64 番地	0587-56-3182	R3. 4. 1 (更新)

3 一般廃棄物(ごみ)積み下ろし限定許可業者

No.	許可 番号	業 者 名	代 表 者 名	所 在 地	電話番号	備 考
1	搬 201	共栄サービス	永田 順二	一宮市木曽川町大字黒田字中野黒 190 番地	0586-86-9339	R4. 4. 1 (更新)

4 し尿収集運搬許可業者

No.	許可 番号	業 者 名	代 表 者 名	所 在 地	電話番号	備 考
1	3	輪栄工業(株)	鬼頭 丈次	名古屋市中区新栄二丁目 20 番 7 (事) 小牧市久保新町 87 番地	052-241-3378 73-5210	R4. 4. 1 (更新)



5 浄化槽汚泥収集運搬・清掃許可業者

No.	許可 番号	業 者 名	代 表 者 名	所 在 地	電話番号	備 考
1	1	(株)小牧衛生部	佐藤 友佑	岩倉市曾野町 709 番地	0120-110-149	R4. 4. 1 (更新)
2	2	輪栄工業(株)	鬼頭 丈次	名古屋市中区新栄二丁目 20 番 7 (事) 小牧市久保新町 87 番地	052-241-3378 73-5210	R4. 4. 1 (更新)
3	3	(株)環境衛生	辻 克 美	春日井市知多町一丁目 46 番地	32-7575	R4. 4. 1 (更新)
4	4	中衛工業(株)	関谷 俊征	名古屋市南区鶴里町三丁目 11 番地	052-811-8111	R4. 4. 1 (更新)
5	5	サニター(株)	水野 あかね	名古屋市中区千代田五丁目 12 番 23	052-241-5759	R4. 4. 1 (更新)
6	6	ノザキ(株)	野崎 小百合	名古屋市中川区富田町大字千音寺字 西福正 3552 番地	052-431-1351	R4. 4. 1 (更新)
7	7	(有)愛牧衛生社	松岡 強	小牧市大字北外山 1962 番地 126	76-3853	R4. 4. 1 (更新)

第 1 1 令和 4 年度小牧市一般廃棄物処理実施計画

- 1 区域 市全域
- 2 計画期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで
- 3 対象とする廃棄物
市内で発生する一般廃棄物
 - (1) 家庭系ごみ・資源（市の実施機関による行政活動に伴って生じたものを含む。）
 - (2) 事業系ごみ
 - (3) し尿・し尿浄化槽汚泥



4 分別区分及び排出方法

(1) 家庭系ごみ・資源

ア 行政回収

区分		排出方法	排出頻度	
燃やすごみ		①燃やすごみ用・破砕ごみ用指定袋に入れごみ集積場へ排出する	①週2回 ②随時	
破砕ごみ		②小牧岩倉エコルセンターへ持ち込む（200円/10kg）	①月2回 ②随時	
粗大ごみ（※1）		①有料戸別収集（1点につき1,050円） ②小牧岩倉エコルセンターへ持ち込む（200円/10kg）	随時	
資源	プラスチック製容器包装		①週1回 ②随時	
	空きびん		①月2回 （※3） ②随時	
	空き缶			
	ペットボトル			
	金属類			
	危険ごみ（※2）			
	古紙	新聞	①品目ごとにまとめ十文字に縛りごみ集積場へ排出する ②各資源回収ステーションへ持ち込む	
		雑誌		
		段ボール		
		飲料用紙パック		
		雑がみ	①資源用指定袋または紙袋に入れごみ集積場へ排出する ②各資源回収ステーションへ持ち込む	①週1回 ②随時
	古布類		①資源用指定袋に入れごみ集積場へ排出する ②各資源回収ステーションへ持ち込む	①月2回 ②随時
	蛍光管類		①資源用指定袋に入れごみ集積場へ排出する ②各資源回収ステーションへ持ち込む ③蛍光管回収協力店へ持ち込む	①月1回 ②③随時
	廃食用油		各資源回収ステーションまたは指定拠点回収場所へ持ち込む	随時
	家庭系パソコン 携帯電話		①各資源回収ステーションへ持ち込む ②認定事業者による宅配回収	随時
剪定枝		①枝はひもで縛り、落ち葉は任意の透明袋に入れごみ集積場へ排出する ②第2資源回収ステーションへ持ち込む ③第3資源回収ステーションへ持ち込む	①週2回 ②土・日 ③随時	
羽毛ふとん		各資源回収ステーションへ持ち込む	随時	

※₁ オイルヒーターは有料戸別収集のみ。

※₂ カセット式ガスボンベやスプレー缶類は、中身を使い切り、穴を開けずに「危険ごみ」として排出を行う。ただし、諸事情で中身を使い切ることができない場合は、小牧市役所、各資源回収ステーションで回収を行う。

※₃ 雑がみ以外の古紙・古布類は、集団回収方式で実施



イ 市では収集しないごみ

区分	主なもの
一時多量ごみ	引越しごみ等、ごみ集積場を圧迫または収集に支障をきたすような多量のごみ ＜処理方法＞ ①ごみは小牧岩倉エコルセンター（200円/10kg）、資源は各資源回収ステーションへ持ち込む ②一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集を依頼する
排出禁止物	①条例第27条第1項関連のもの （例）自動車、農薬等の化学薬品、プロパンガス等のガスボンベ類、バッテリー、オイル・塗料等の石油類、農業用機械器具、温水器、がれき、ピアノ等の重量物、耐火金庫、自動車専用タイヤ、その他処理施設で適正処理が困難なもの ＜処理方法＞ 販売店又は専門処理業者へ処理を依頼する ②別にリサイクル処理制度が確立されているもの （例）テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機等の家電リサイクル法対象機器、二輪車（原付バイク・自動二輪車）、ボタン電池、消火器など ＜処理方法＞ 各種リサイクル処理制度に基づいて処理をする

ウ その他

区分	排出方法	排出頻度
排出困難な独居高齢者等の資源・ごみ	申請に基づく戸別収集（こまやか収集）	週1回
地域清掃における落ち葉等	申請に基づく特別収集	随時

(2) 事業系ごみ

区分	排出方法	排出頻度
燃やすごみ	①一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集を依頼をする ②小牧岩倉エコルセンターへ持ち込む（200円/10kg）	随時
破碎ごみ		
粗大ごみ		
資源（剪定枝・食品残渣）	①一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集を依頼をする ②再生事業者へ持ち込む	

(3) し尿及びし尿浄化槽汚泥

区分	排出方法	排出頻度
し尿	し尿・浄化槽汚泥収集運搬許可業者へ収集を依頼する	随時
し尿浄化槽汚泥		



5 小牧市ごみ・資源処理

(1) ごみ・資源

施設名称	所在地	施設の種類	対象とする廃棄物
小牧岩倉エコルセンター	野口2881番地9	ごみ溶融・破碎施設	燃やすごみ、破碎ごみ、粗大ごみ、事業系ごみ
小牧市リサイクルプラザ	大草5786番地83	中間処理施設	空きびん、空き缶、ペットボトル、蛍光管類
第1資源回収ステーション	小牧原新田423番地	資源拠点回収施設	プラスチック製容器包装、空きびん、空き缶、ペットボトル、金属類、危険ごみ、古紙・古布類、蛍光管類、廃食用油、家庭系パソコン・携帯電話、羽毛ふとん
第2資源回収ステーション	大草5786番地83	資源拠点回収施設	プラスチック製容器包装、空きびん、空き缶、ペットボトル、金属類、危険ごみ、古紙・古布類、蛍光管類、廃食用油、剪定枝、家庭系パソコン・携帯電話、羽毛ふとん
第3資源回収ステーション	新小木四丁目29番地	資源拠点回収施設	プラスチック製容器包装、空きびん、空き缶、ペットボトル、金属類、危険ごみ、古紙・古布類、蛍光管類、廃食用油、剪定枝、家庭系パソコン・携帯電話、羽毛ふとん
環境センター最終処分場	林1821番地3	管理型最終処分場	埋立ごみ

(2) し尿及びし尿浄化槽汚泥

施設名称	所在地	施設の種類	対象とする廃棄物
小牧市クリーンセンター	東田中1237番地	し尿・し尿浄化槽汚泥処理施設	し尿、し尿浄化槽汚泥

6 処理の方法

(1) 家庭系ごみ・資源

区分		処理施設	処理方法
燃やすごみ（※1）		小牧岩倉エコルセンター	溶融処理（スラグ、メタル回収）
破碎ごみ（※1）			破碎処理後、鉄類・アルミ類を取り出し、残渣物は溶融処理
粗大ごみ			
資源	プラスチック製容器包装（※1）	中間処理業者	選別、圧縮梱包後、再生事業者に引渡し
	空きびん（※1）	小牧市リサイクルプラザ	
	空き缶		
	ペットボトル（※1）		
	金属類（※1）	再生事業者に引渡し	
	危険ごみ（※1、2）		
	古紙（※1）・古布類		
	蛍光灯類（※1）	小牧市リサイクルプラザ	選別、破碎後、再生事業者に引渡し
	廃食用油	再生事業者に引渡し	
	剪定枝		
	家庭用パソコン 携帯電話	認定事業者に引渡し	
	羽毛ふとん	再生事業者に引渡し	

(※1) 市の実施機関による行政活動に伴って発生したものを含む。

(※2) スプレー缶類から発生する廃液については、分離後焼却処理

(2) 事業系ごみ

区分	処理施設	処理方法
燃やすごみ	小牧岩倉エコルセンター	溶融処理（スラグ、メタル回収）
破碎ごみ		破碎処理後、鉄類・アルミ類を取り出し、残渣物は溶融処理
粗大ごみ		
資源（剪定枝・食品残渣）		事業者により再生事業者に引渡し

(3) し尿・し尿浄化槽汚泥

区分	処理施設	処理方法
し尿	小牧市クリーンセンター	脱水処理後、汚泥は、小牧岩倉エコルセンターで溶融処理
し尿浄化槽汚泥		分離液は、生物処理等を行い、下水道へ放流

7 排出見込み量

(1) 家庭系ごみ・資源

区分	見込み量 (t)
燃やすごみ	21,070
破碎ごみ	2,060
粗大ごみ	1,670
資源	8,100
合計	32,900

(2) 事業系ごみ

区分	見込み量 (t)
事業系ごみ	10,400
資源 (剪定枝・食品残渣)	4,370
合計	14,770

(3) し尿・し尿浄化槽汚泥

区分	見込み量 (k1)
し尿	1,100
し尿浄化槽汚泥	23,000
合計	24,100

8 一般廃棄物の減量化、資源化のための方策に関する事項

方針1 市民・事業者のごみ減量・分別に向けた意識啓発

取組1 市民・事業者への積極的な情報提供及び意識啓発

① 市民への情報提供・意識啓発

ア 広報こまきや各種パンフレット及びSNS等の活用

- ・ 広報こまきを活用し、随時適切な情報提供を図る。
- ・ 資源・ごみの分別方法を掲載した「資源・ごみの分け方と出し方」やそれをイラストなどで分かりやすくした「概要版」、具体的な品目から分別を確認できる「分別早見表」を配布する。
- ・ 「資源・ごみの分け方と出し方」等のほか、ごみ排出量といった各種情報をホームページで公表する。
- ・ ごみ収集日を知らせるアラームや緊急時のごみ収集の周知、ごみ分別検索などの機能を組み込んだスマートフォン向けアプリケーション「ごみの日ナビ」を配信する。また、外国語版で「さんあ〜る」（ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、タガログ語、インドネシア語、ベトナム語対応）を配信する。
- ・ Twitter や Facebook などの SNS 等を有効活用し、より広く情報発信をする。

イ 外国人市民や転入者への情報提供の徹底

- ・ 転入者に対しては、転入手続き時にごみ収集カレンダーや各種パンフレットのほか、指定ごみ袋（3種類、各2枚）を配布する。また、外国人に対しては、外国語（ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、タガログ語、インドネシア語、ベトナム語）の「概要版」を配布して、排出方法等を周知する。
- ・ 上記以外の転入者で、市役所窓口等でパンフレットの配布ができない方に対しては、共同住宅管理会社等を通じて情報提供をし、意識啓発を図る。

ウ 排出指導による分別マナーの徹底

- ・ 廃棄物適正処理指導員を配置し、ごみ集積場の巡回や不適正排出者への指導を行う。また、直接指導ができなかった不適正排出者に対しては、適宜文書指導や夜間指導等を行い、排出指導を徹底する。
- ・ 各行政区で環境保全推進員を委嘱し、区長とともにごみ集積場の管理等を行う。
- ・ 行政区若しくはごみ集積場の管理責任者からの申請に応じてごみ集積場用不法投棄監視カメラの設置を行う。
- ・ 不適正排出の割合が高い共同住宅の居住者に対しては、条例に基づき、共同住宅管理会社等と連携して排出指導の徹底を図る。

② 事業者への情報提供・意識啓発

ア 事業者向けパンフレットの配布

- ・ 事業者向けパンフレット「事業者の皆様へ」を活用し、廃棄物の適正な処理を促す。

イ 小牧岩倉衛生組合との連携による事業者指導

- ・ 小牧岩倉エコルセンターへ持ち込まれる事業系ごみの搬入検査を行い、その調査結果に基づき、適宜排出事業者へ指導を行う。

ウ 減量化等計画書を用いた減量化意識向上の推進

- ・ 多量排出事業者や大規模事業者等へ減量化等計画書の提出を義務付け、ごみの減量や古紙類の再資源化の意識向上を図る。

方針2 市民・事業者・行政の協働による3R推進

取組2 2R（リデュース、リユース）の強化推進

① リデュースの推進

ア レジ袋の削減

- ・ レジ袋配布枚数の削減に取り組み、買い物袋の持参意識を向上させることにより、プラスチックごみの削減を図る。

イ 食品ロス削減のための仕組みづくりの検討

- ・ 食品ロス実態調査結果から、効果的な啓発方法等について検討し、更なる食品廃棄物の削減を図る。

② リユースの推進

ア 子ども服リユース

- ・ 児童館において、子ども服の引取と無償提供を行う。また、子どもを対象としたイベントで臨時特設コーナーを設置する。

イ 絵本・古本リユース

- ・ プラザハウスにおいて、古本リユースコーナーを設け、古本の引取と無償提供を行う。

取組3 リサイクルによる適正な循環的利用の推進

① 家庭系ごみのリサイクルの推進

ア 雑がみの再生利用の推進

- ・ 複合物や禁忌品等も資源として週1回収集を行い、更なる再生利用を図る。
- ・ 出前講座や各イベント等で啓発品を配布し、分別意識の向上を図る。

イ 剪定枝の再生利用の推進

- ・ 拠点回収場所へ持ち込まれた剪定枝に加え、クリーンアップ・大掃除で排出された落ち葉・草を市が拠点回収場所へ搬入し、仮置きする。また、ごみ集積場に排出された剪定枝類を資源として燃やすごみとは別で収集し、再資源化を図る。
- ・ 公用車を使用しない土曜・日曜日限定で剪定枝類運搬用の公用車の貸出を行う。

ウ 市民による資源回収の促進

- ・ 地域の子ども会等の資源回収団体が再生利用可能な廃棄物（雑紙、新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック、古布・古着類）の自主回収を行った場合に、奨励金を交付する。
- ・ 資源回収団体のうち特に尽力した団体等へ感謝状贈呈を行う。
- ・ ごみ集積場に排出された雑がみ以外の古紙・古布について、集団回収方式により、行政区へ売却益の還元を行うことで分別意識の向上を図る。



② 事業系ごみのリサイクル推進

ア 民間再資源化施設への食品残渣や剪定枝類などの搬入促進

- ・ 小牧岩倉エコルセンターへの食品残渣や剪定枝類の搬入を一部制限し、民間再資源化施設を積極的に活用することで再生利用を推進する。

イ 民間再資源化施設を市内へ誘致

- ・ 食品残渣や剪定枝類などを再資源化する民間再資源化施設を市内へ誘致し、更なるごみの減量及び再生利用の推進を図る。

ウ 古紙類の民間再生事業者への誘導

- ・ 小牧岩倉エコルセンターへの古紙類の搬入を制限し、民間再生事業者への誘導を図る。また、事業系古紙にあっては、機密文書や禁忌品の再生利用が進んでいないと考えられることから、市による拠点回収場所の設置等の検討を行う。

③ 小牧岩倉エコルセンターにおけるリサイクルの推進

ア 発電などの余熱利用によるエネルギーの有効活用（熱回収）

- ・ 小牧岩倉衛生組合において、熔融処理時に発生する余熱を利用した発電を行い、有効活用する。

イ 中間処理後に発生する中間処理残渣の再生利用

- ・ 小牧岩倉衛生組合において、処理後に発生する残渣物のうち資源となるものについては、積極的に有効活用を図る。

方針3 柔軟なごみ収集の推進と適正なごみ処理

取組4 社会的ニーズや社会情勢等を踏まえた収集・処理体制の整備

① 高齢化などへの対応

ア ごみ集積場の身近な配置とこまやか収集の実施

- ・ ごみ集積場が遠方にありごみ出しが困難になってしまわないよう、適切な配置を行う。それでもなお排出が困難な高齢者などの世帯に対しては、「こまやか収集」を実施する。

② 戸別収集の検討

ア 受益者負担金を踏まえた戸別収集の検討

- ・ 戸別収集については、市民の利便性向上や費用対効果を考慮しつつ、ごみ収集の有料化など受益者負担金を踏まえて慎重に検討する。

③ 社会情勢等を踏まえた収集・処理体制の整備

ア 収集・処理体制の見直しによる適正なごみ処理の推進

- ・ 社会情勢等の変化に柔軟に対応するため、適宜収集・処理体制の見直しを行い、安定的な収集及び適正なごみ処理を行う。

取組 5 ごみ処理施設及び最終処分場の適正な運用

小牧岩倉衛生組合等と調整を図り、適正に維持管理等行う。

① 適正な運転管理

ア 計画的な補修整備

- ・ リサイクルプラザ及び小牧岩倉エコルセンターの長期的な利用を見据え、計画的な補修・整備を行うことにより施設の延命化を図る。

イ 大気汚染物質の測定・公表

② 最終処分場の維持

ア 最終処分場の維持管理

- ・ 環境センター処分場において、公害防止計画に基づき、水質などの測定を行い、生活環境の保全を図る。

イ 埋立量の削減

- ・ 3Rに係る各種施策の実施、資源分別の強化、熔融処理などによるごみの資源化により、埋立量の削減を図る。

方針 4 地域住民や事業者との協働による快適で清潔なまちづくり

取組 6 地域住民等による自発的な地域美化の促進及び支援

① 地域のごみ集積場の清潔保持

ア 地域によるごみ集積場の設置・維持管理と市による指導等

- ・ ごみ集積場の設置・維持管理を地域に委任している中で、区長やこまき環境保全推進員をはじめとした地域住民の啓発等によりごみ集積場利用者へ適正排出を促し、市は、地域からの要請に応じて不適正排出物の特別収集を実施し、不適正排出者へ指導を実施することで、地域と協働してごみ集積場の清潔保持を図る。
- ・ 行政区に対してごみ集積場維持管理交付金やごみ集積場整備費補助金を交付し、活動を支援する。また、行政区からの希望があった場合には、必要に応じてカラスネットなどの必要資材を支給する。

② 地域住民等による地域環境の保全及び美化の推進

ア 地域住民や事業者による地区大掃除やアダプトプログラム等の実施

- ・ 地域住民や事業者等が自主的に地区大掃除やクリーンアップ活動、アダプトプログラムへ積極的に参加し、市は活動の啓発やごみ袋などの物資の提供、ごみの収集を行うことで、協働して地域環境の保全及び美化を推進する。
- ・ 小牧山美化ウォーク及び「市民活動の日」の美化活動を行い、幅広い世代に参加していただくことで、多くの地域住民に対し地域環境の保全及び美化の意識啓発をする。

イ ごみ散乱防止区域及び路上喫煙禁止区域の指定

- ・ 現在指定している路上喫煙禁止区域について、路上シートや看板等での啓発、及び定期的な巡回による経過観察を行う。



9 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

① 一般廃棄物収集運搬業の取扱い

一般廃棄物は、自区内処理が原則となっているところ、本市で発生する一般廃棄物は、既存の収集運搬許可業者で十分に収集運搬を行うことが可能であることから、新規許可は出さない。ただし下記の場合においてはこの限りではない。

- ・岩倉市内で発生した一般廃棄物を、小牧岩倉衛生組合の処理施設で積み下ろす場合
- ・本市以外で発生した一般廃棄物を、本市にある民間の一般廃棄物処理施設、または資源有効利用促進法、その他リサイクル法等で規定する指定取引場所で積み下ろす場合
- ・本市で発生した一般廃棄物を、本市以外にある民間の一般廃棄物処理施設で処理する方が適当であると認める場合

② 小牧市クリーンセンター搬入許可

市内から排出されるし尿及びし尿浄化槽汚泥の搬入量が施設の処理能力（63KL／日）の上限に達するおそれがあることから、ディスポーザ排水処理槽汚泥の受入れは行わない。

第 1 2 参考資料（条例・規則など）

○小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例

平成 1 9 年 9 月 1 4 日

条例第 2 1 号

改正 平成 2 0 年 3 月 2 7 日 条例第 1 7 号

平成 2 4 年 1 2 月 2 7 日 条例第 3 9 号

平成 2 5 年 1 2 月 2 7 日 条例第 3 2 号

平成 2 7 年 1 2 月 2 5 日 条例第 4 4 号

平成 3 0 年 1 2 月 2 7 日 条例第 3 7 号

令和元年 6 月 2 8 日 条例第 2 0 号

令和 3 年 1 2 月 2 3 日 条例第 2 7 号

令和 3 年 1 2 月 2 3 日 条例第 2 9 号

令和 4 年 3 月 2 2 日 条例第 3 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）

第 2 章 廃棄物の減量化及び資源化の推進（第 6 条—第 1 8 条）

第 3 章 廃棄物の適正処理（第 1 9 条—第 2 7 条）

第 4 章 生活環境影響調査結果の縦覧等の手続き（第 2 8 条—第 3 4 条の 8）

第 5 章 手数料（第 3 5 条・第 3 6 条）

第 6 章 雑則（第 3 7 条—第 4 0 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、小牧市環境基本条例（平成 1 5 年小牧市条例第 1 1 号）の基本理念にのっとり、廃棄物の減量化及び資源化を促進するとともに、廃棄物を適正に処理することにより、資源循環型社会の形成、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 減量化 廃棄物の発生を抑制することをいう。
- (5) 資源化 活用されなければ不要である物又は廃棄物を再び使用し、原材料として利用し、熱源として利用すること等をいう。
- (6) ごみ集積場 第 1 9 条の計画に基づく家庭系廃棄物を排出する所定の場所をいう。
- (7) 資源 ごみ集積場に排出された家庭系廃棄物のうち、再生利用を目的とするものをいう。
- (8) 共同住宅の所有者等 共同住宅を所有する者及びその者から当該共同住宅の管理を請け負い、又は委任されている者をいう。

(9) 占有者等 市民及び事業者並びに土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は管理者とする。）をいう。

（市の責務）

第3条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の減量化及び資源化の促進並びに廃棄物の適正処理（以下「廃棄物の減量化等」という。）を図らなければならない。

2 市は、前項の責務を果たすため、市民及び事業者の参加及び協力の推進並びに意識の啓発を図るよう努めなければならない。

3 市は、廃棄物の減量化及び資源化に関する市民の自主的な活動に対し、情報の提供その他必要な支援を行うよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業系廃棄物の減量化及び資源化に積極的に努めなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量化等に関する市の施策に積極的に協力しなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、廃棄物の減量化及び資源化に努めるとともに、家庭系廃棄物を自ら適正に処理するよう努めなければならない。

2 市民は、家庭系廃棄物の排出に際して、分別して排出しなければならない。

3 市民は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量化等に関する市の施策に積極的に協力しなければならない。

第2章 廃棄物の減量化及び資源化の推進

（小牧市廃棄物減量等推進審議会）

第6条 一般廃棄物の減量等に関する事項その他市長が必要と認める事項について調査審議するため、小牧市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（市が行う廃棄物の減量化及び資源化）

第7条 市は、資源の収集、市の処理施設での資源化が可能な物の回収等により、廃棄物の減量化及び資源化に努めなければならない。

2 市長その他の市の機関は、物品の調達に当たっては、再生品の使用を促進すること等により、自ら廃棄物の減量化に努めなければならない。

3 市長その他の市の機関は、市の施設から排出される紙くずその他の廃棄物を適正に分別することにより、自ら廃棄物の減量化及び資源化に努めなければならない。

（事業者が行う廃棄物の減量化及び資源化）

第8条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用することが可能な製品の開発、製品の修理及び回収体制の確保等により、廃棄物の減量化に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生利用等の容易な製品、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）及び再生品を利用すること等により、廃棄物の資源化に努めなければならない。

(適正包装等の推進)

第9条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な容器、包装材等を使用し、及び使用後の容器、包装材等を回収するよう努めなければならない。

2 事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な容器、包装等を選択できるよう努めるとともに、その容器、包装等が不要となり、又は返却される場合には、その回収等に努めなければならない。

3 市長は、適正な包装の推進を図るため、事業者に対し必要と認める協力を求め、事業者及び市民の意識の啓発等の措置を講じなければならない。

(事業用建築物の所有者等が行う廃棄物の減量化及び資源化)

第10条 事業用の建築物の所有者等（所有者又は当該建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者をいう。以下同じ。）は、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量化及び資源化に努めなければならない。

(事業系一般廃棄物の保管場所の設置)

第11条 事業用の建築物の所有者等は、当該建築物又はその敷地内等に、事業系一般廃棄物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

(減量化等計画書)

第12条 事業用の建築物のうち規則で定める大規模なもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者等は、規則で定めるところにより、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の処理に関する実績並びに廃棄物の減量化及び資源化に関する計画書（以下「減量化等計画書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

2 事業用大規模建築物の所有者等は、減量化等計画書に記載した事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(廃棄物管理責任者)

第13条 事業用大規模建築物の所有者等は、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量化、資源化及びその適正な処理に関する業務を行わせるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任しなければならない。

2 事業用大規模建築物の所有者等は、廃棄物管理責任者を選任又は変更したときは、市長に届け出なければならない。

(事業用建築物の占有者の協力)

第14条 事業用建築物の占有者は、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量化、資源化及び減量化等計画書の作成に関し、当該建築物の所有者等に協力しなければならない。

(改善指導及び勧告)

第15条 市長は、事業用大規模建築物の所有者等が第12条又は第13条の規定に違反していると認めるときは、当該建築物の所有者等に対し、調査及び指導することができる。

2 市長は、事業用大規模建築物の所有者等が前項の規定に基づく調査を拒み、又は指導に従わないときは、当該建築物の所有者等に対し、調査の受入れ又は指導に従うよう勧告することができる。

(公表)

第16条 市長は、前条の規定により勧告した場合において、当該建築物の所有者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表をされる

者にその理由を通知し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

（商品の選択）

第17条 市民は、商品の購入等に際して、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、廃棄物の減量化及び資源化の推進並びに環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

（市民の自主的な活動）

第18条 市民は、資源化が可能な物の分別を行うとともに、集団回収等の資源化を促進するための自主的な活動に参加し、協力する等により、廃棄物の減量化及び資源化に努めなければならない。

第3章 廃棄物の適正処理

（一般廃棄物処理計画）

第19条 市長は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画を定め、これを告示するものとする。

2 前項に規定する計画に重要な変更があったときは、その都度告示するものとする。

（市による廃棄物処理）

第20条 市は、前条の計画に従い、家庭系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。以下同じ。）するものとする。

（事業者による廃棄物処理）

第21条 事業者は、事業系一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集運搬若しくは処分を業として行うことができる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

2 事業者は、自ら事業系一般廃棄物の運搬又は処分を行うときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第3条又は第4条に規定する基準に従わなければならない。

（市民による廃棄物処理）

第22条 市民は、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる家庭系廃棄物は、自ら処分するよう努めなければならない。

2 市が収集する家庭系廃棄物（動物の死体及び粗大ごみを除く。）については、第19条の計画に従って、分別し、指定する袋（以下「指定袋」という。）に収納して、ごみ集積場に排出しなければならない。

3 前項に定める指定袋により排出しがたい場合又は市長が特に必要と認める場合は、市長の指示する方法により排出するものとする。

4 市民は、自ら家庭系廃棄物の運搬又は処分をするときは、生活環境の保全上支障のない方法で行わなければならない。

（ごみ集積場の管理等）

第23条 市長は、ごみ集積場を設置又は変更等しようとする者の申請に基づき、ごみ集積場を指定するものとする。

2 前項の申請者は、あらかじめ当該ごみ集積場の管理責任者を定め、その管理を行わせるものとする。

3 ごみ集積場の利用者は、その利用に当たって、前条第2項の規定に従い、指定された日時（以下「指定日時」という。）に、家庭系廃棄物が飛散又は流出しないよう適正に排出しなければならない。

4 ごみ集積場の利用者は、自らの責任において当該ごみ集積場の清潔を保つよう努めなければならない。

5 ごみ集積場の管理責任者は、家庭系廃棄物の適正な排出及び清潔の保持を確保するため、当該ごみ集積場の利用者に対し、適切な啓発及び指導を行うことができる。

(改善指導及び命令)

第23条の2 市長は、ごみ集積場の利用者が前条第3項の規定に違反して家庭系廃棄物を排出したと認めるときは、当該者に対し、家庭系廃棄物の適正な排出のために必要な指導を行うことができる。

2 市長は、前項の規定により指導をした後、家庭系廃棄物の排出について改善が見られないと認めるときは、当該指導を受けた者に対し、期限を定めて家庭系廃棄物を適正に排出する旨の誓約書を提出するよう命ずることができる。

(共同住宅におけるごみ集積場の設置)

第24条 規則で定める戸数以上の共同住宅を建設しようとする者（以下「共同住宅建設者」という。）は、当該共同住宅の敷地内又はその周辺に、規則で定める基準に従い、ごみ集積場を設置しなければならない。この場合において、共同住宅建設者は、当該ごみ集積場について、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(共同住宅の所有者等の責務)

第24条の2 共同住宅の所有者等は、当該共同住宅の居住者（以下「居住者」という。）に対し、家庭系廃棄物の適正な排出について、啓発を行わなければならない。

2 共同住宅の所有者等は、居住者が家庭系廃棄物を指定袋に収納していないとき、又は適正に分別していないときは、当該居住者に対し、家庭系廃棄物の適正な排出のために必要な指導を行わなければならない。

3 共同住宅の所有者等は、共同住宅にごみ集積場を有する場合において、居住者が家庭系廃棄物を指定日時以外に排出したときは、当該家庭系廃棄物を居住者に返却し、指定日時に排出するよう指導しなければならない。ただし、当該家庭系廃棄物の排出者を特定できないときは、当該家庭系廃棄物を次の指定日時まで適切に保管しなければならない。

4 共同住宅の所有者等は、共同住宅にごみ集積場を有する場合において、居住者が第27条第1項各号に掲げるものを排出したときは、適正に処理しなければならない。

5 共同住宅の所有者等は、共同住宅にごみ集積場を有する場合は、自らの責任において、当該ごみ集積場の清潔を保つよう努めなければならない。

(改善指導及び命令)

第24条の3 市長は、居住者が第23条第3項の規定に違反して、不適正な家庭系廃棄物の排出を継続して行ったことにより、ごみ集積場の清潔の保持が確保できないと認めるときは、当該居住者の共同住宅の所有者等に対し、家庭系廃棄物の適正な排出のために必要な指導をすることができる。

2 市長は、前項の規定により指導をした後、家庭系廃棄物の排出について改善が見られないと認めるときは、当該指導を受けた共同住宅の所有者等に対し、期限を定めて改善計画書を提出するよう命ずることができる。

3 市長は、ごみ集積場を有しない共同住宅の所有者等が前項の規定による命令を受けた後、家庭系廃棄物の排出について改善が見られないと認めるときは、当該命令を受けた共同住宅の所有者等に対し、当該共同住宅のごみ集積場を設置するよう命ずることができる。



4 前項の規定により設置するごみ集積場の場所は、当該共同住宅の敷地内とする。ただし、当該敷地内にごみ集積場を設置することができないと市長が認めるときは、当該共同住宅の敷地の周辺に設置することができる。

(資源の所有権等)

第25条 ごみ集積場に排出された資源の所有権は、市に帰属するものとする。

2 市及び市から収集運搬の委託を受けた事業者以外のものは、前項の資源を収集し、又は運搬してはならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(適正処理困難物の指定等)

第26条 市長は、製品、容器等で、廃棄された場合に市におけるその適正な処理が困難となるものを適正処理困難物として指定することができる。

2 市長は、前項の指定をしたときは、その旨を公表するものとする。

3 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その適正処理困難物の回収等の措置を講ずるよう要請することができる。

(排出禁止物)

第27条 占有者等は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げるものを排出してはならない。

(1) 有害性のある物

(2) 危険性のある物

(3) 引火性のある物

(4) 著しく悪臭を発する物

(5) 容積又は重量の著しく大きい物

(6) 特別管理一般廃棄物

(7) 前各号に掲げるもののほか、市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は一般廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずる物

2 占有者等は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処理しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

第4章 生活環境影響調査結果の縦覧等の手続き

(報告書等の縦覧等の対象となる一般廃棄物処理施設)

第28条 法第9条の3第2項(同条第9項(法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による同条第1項に規定する調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果及び法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類(以下「報告書等」という。)の公衆への縦覧並びに生活環境の保全上の見地からの意見書(以下「意見書」という。)の提出の対象となる一般廃棄物処理施設(以下「施設」という。)は、同条第1項に規定するし尿処理施設(法第9条の3の2第1項の同意に係る一般廃棄物処理施設(以下「災害廃棄物処理施設」という。))を設置しようとする場合にあっては、政令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設)とする。

(縦覧の告示)

第29条 市長は、法第9条の3第2項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書等を縦覧に供する場所(以下「縦覧の場所」という。)及び期間(以下「縦覧の期間」という。)のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

(1) 施設の名称

(2) 施設の設置の場所

- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の処理能力
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目
(縦覧の場所及び縦覧の期間)

第30条 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 小牧市役所
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所
- 2 縦覧の期間は、前条の規定による告示の日から1月間（災害廃棄物処理施設を設置しようとする場合にあっては、1月間の範囲内で非常災害の状況を勘案して市長が定める期間）とする。
(意見書の提出先等の告示)

第31条 市長は、法第9条の3第2項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は意見書を提出することができる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第32条 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

- (1) 小牧市役所
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所
- 2 前条の規定による告示があったときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、第30条第2項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間（災害廃棄物処理施設を設置しようとする場合にあっては、2週間の範囲内で非常災害の状況を勘案して市長が定める期間）を経過する日までに、市長に意見書を提出することができる。

(生活環境影響調査に相当する内容を有する環境影響評価との関係)

第33条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、第28条から前条までに定める手続を経たものとみなす。

(施設に係る他の市町村との協議)

第34条 市長は、施設の設置に関する区域が次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。

- (1) 施設を他の市町村の区域に設置するとき。
- (2) 施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。
- (3) 施設の設置又は変更により生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、他の市町村の区域が含まれているとき。

(受託者報告書等の縦覧等の対象となる一般廃棄物処理施設)

第34条の2 法第9条の3の3第2項（同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。次条及び第34条の5において同じ。）の規定による法第9条の3の3第1項に規定する調査（以下「受託者生活環境影響調査」という。）の結果及び法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類（以下「受託者報告書等」という。）の公衆への縦覧並びに意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「受託処理施設」という。）は、政令第5条第1項に規定す

るごみ処理施設のうち焼却施設とする。

(受託者報告書等の縦覧の公告)

第34条の3 法第9条の3の3第1項の規定により市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、同条第2項の規定により受託者報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、受託者報告書等を縦覧に供する場所（以下「受託者に係る縦覧の場所」という。）及び期間（以下「受託者に係る縦覧の期間」という。）のほか、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 受託処理施設の名称
 - (3) 受託処理施設の設置の場所
 - (4) 受託処理施設の種類
 - (5) 受託処理施設において処理する一般廃棄物の種類
 - (6) 受託処理施設の処理能力
 - (7) 実施した受託者生活環境影響調査の項目
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- (受託者に係る縦覧の場所及び受託者に係る縦覧の期間)

第34条の4 受託者に係る縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 受託者の主たる事務所
- (2) 小牧市役所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 受託者に係る縦覧の期間は、前条の規定による公告の日から1月間の範囲内で非常災害の状況を勘案して市長が定める期間とする。

(受託者に係る意見書の提出先等の公告)

第34条の5 受託者は、法第9条の3の3第2項の規定により受託処理施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は受託処理施設の設置又は変更に係る意見書（以下「受託者に係る意見書」という。）を提出することができる旨、受託者に係る意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を公告するものとする。

(受託者に係る意見書の提出先及び提出期限)

第34条の6 受託者に係る意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

- (1) 受託者の主たる事務所
- (2) 小牧市役所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 前条の規定による公告があったときは、受託処理施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、第34条の4第2項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間の範囲内で非常災害の状況を勘案して市長が定める期間を経過する日までに、受託者に受託者に係る意見書を提出することができる。

(受託者生活環境影響調査に相当する内容を有する環境影響評価との関係)

第34条の7 受託処理施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法又は愛知県環境影響評価条例に基づく環境影響評価（受託者生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、第34条の2から前条までに定める手続を経たものとみなす。

(受託処理施設に係る他の市町村との協議)

第34条の8 市長は、受託処理施設の設置に関する区域が次の各号のいずれかに該当

するときは、当該区域を管轄する市町村の長に受託者報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。

- (1) 受託処理施設を他の市町村の区域に設置するとき。
- (2) 受託処理施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。
- (3) 受託処理施設の設置又は変更により生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、他の市町村の区域が含まれているとき。

第5章 手数料

(一般廃棄物処理手数料)

第35条 市が一般廃棄物を収集し、運搬し、及び処分した場合に徴収する手数料の額は、別表第1のとおりとする。

- 2 前項の手数料の算定の基礎となる数量は、市長の認定するところによる。
- 3 市長は、天災その他特別な理由があると認めるときは、第1項に規定する手数料を減免することができる。
- 4 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料等)

第36条 法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業（以下「一般廃棄物処理業」という。）若しくは浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可又は当該許可の更新を受けようとする者、法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際に別表第2に掲げる手数料を納付しなければならない。

- 2 既納の手数料は、還付しない。

第6章 雑則

(報告の徴収等)

第37条 市長は、法第18条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、一般廃棄物を排出する事業者又は一般廃棄物の収集運搬若しくは処分を業とする者その他必要と認める者に対し、必要な報告を求め、又は指示することができる。

(立入検査)

第38条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、一般廃棄物を排出する事業者又は一般廃棄物の収集運搬若しくは処分を業とする者その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、廃棄物の減量化等に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(技術管理者の資格)

第39条 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であつて、1

年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。次号において同じ。）後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
（規則への委任）

第40条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
（小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の廃止）
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年小牧市条例第25号）
 - (2) 小牧市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成10年小牧市条例第24号）
（経過措置）

3 この条例の施行前に前項の規定による廃止前の小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び小牧市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

4 この条例の施行の際現に所定の手続により指定されたごみ集積場については、第23条第1項の規定により指定されたものとみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年小牧市条例第15号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成20年条例第17号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第39号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第32号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

24 第22条の規定による改正後の小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の規定は、施行日以後に領収する粗大ごみの収集及び運搬に係る手数料から適用し、施行日前に領収する手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成27年条例第44号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第37号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第35条第5項及び附則第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年条例第20号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

22 第24条の規定による改正後の小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の規定は、施行日以後に徴収する一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料から適用し、施行日前に徴収する手数料については、なお従前の例による。

附 則(令和3年条例第27号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第6条の規定による改正後の小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の規定は、施行日以後に徴収する一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料から適用し、施行日前に徴収する手数料については、なお従前の例による。

附 則(令和3年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年条例第3号)

この条例は、令和４年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、公布の日から施行する。

別表第１（第３５条関係）

種 別	区 分	手数料の額
動物の死体	市が収集及び運搬したもの	１件につき ３,２００円
	市長が指定した場所に搬入したもの	１件につき ２,２００円
粗大ごみ	市が収集及び運搬したもの	１個につき １,０５０円

別表第２（第３６条関係）

区 分	手数料の額
一般廃棄物収集運搬業の許可	１件につき １０,０００円
一般廃棄物収集運搬業の許可の更新	１件につき ５,０００円
一般廃棄物処分業の許可	１件につき １０,０００円
一般廃棄物処分業の許可の更新	１件につき ５,０００円
浄化槽清掃業の許可	１件につき １０,０００円
浄化槽清掃業の許可の更新	１件につき ５,０００円
一般廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更許可	１件につき ５,０００円
一般廃棄物処分業の事業範囲の変更許可	１件につき ５,０００円
許可証の再交付	１件につき １,０００円

○小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則

平成20年3月17日

規則第6号

改正 平成21年2月23日規則第3号

平成26年6月27日規則第24号

平成27年3月24日規則第3号

平成27年6月26日規則第28号

平成28年3月31日規則第26号

令和元年7月1日規則第40号

令和元年12月11日規則第57号

令和2年12月28日規則第72号

令和4年2月25日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)及び小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例(平成19年小牧市条例第21号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法及び条例の例による。

(小牧市廃棄物減量等推進審議会の委員)

第3条 条例第6条第2項の小牧市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域の代表者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 事業者の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第6条 審議会の会議は、次に掲げる場合を除き公開するものとする。

- (1) 小牧市情報公開条例(平成 12 年小牧市条例第 39 号)第 7 条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められる場合
- (事業用大規模建築物)

第 7 条 条例第 12 条第 1 項に規定する事業用大規模建築物は、次のとおりとする。

- (1) 大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗
- (2) 小売店舗のうち小売業を行うための店舗の用に供する部分の延べ床面積が 500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以下のもの
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、事業の用に供する部分の延べ床面積が 3,000 平方メートル以上(同一敷地内に 2 以上の建築物(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。以下同じ。))がある場合にあっては、それぞれの建築物の事業の用に供する部分の延べ床面積の合計が 3,000 平方メートル以上)の建築物

(多量の範囲)

第 8 条 法第 6 条の 2 第 5 項の規定に基づき減量に関する計画の作成その他必要な事項(次項に掲げるものを除く。)を指示することができる多量の一般廃棄物の範囲は、常時 1 日平均 100 キログラムを超えるものとする。

- 2 法第 6 条の 2 第 5 項の規定に基づき運搬すべき場所及び方法を指示することができる多量の一般廃棄物の範囲は、常時 1 日平均 10 キログラムを超え、又は一時に 100 キログラムを超えるものとする。

(減量化等計画書)

第 9 条 事業用大規模建築物の所有者等は、条例第 12 条第 1 項の規定により、毎年 3 月 31 日以前の 1 年間ににおける事業系一般廃棄物の処理に関する実績に基づき、4 月 1 日以後の 1 年間の廃棄物の減量化及び資源化に関する計画を減量化等計画書(様式第 1)により作成し、その年の 5 月 31 日までに提出しなければならない。

- 2 条例第 12 条第 2 項の規定による届出は、減量化等計画書記載事項変更届出書(様式第 2)により行うものとする。

(廃棄物管理責任者)

第 10 条 条例第 13 条第 1 項に規定する廃棄物管理責任者の選任は、事業用大規模建築物から排出される廃棄物の状況を常時把握できる者のうちから行わなければならない。

- 2 条例第 13 条第 2 項の規定による届出は、廃棄物管理責任者の選任又は変更のあった日から起算して 14 日以内に、廃棄物管理責任者選任(変更)届出書(様式第 3)により行うものとする。

(勧告)

第 11 条 条例第 15 条第 2 項の規定による勧告は書面により行うものとする。

- 2 前項の書面は、勧告書(様式第 4)とする。

(粗大ごみ)

第 12 条 粗大ごみ(市が収集し、運搬し、及び処分するものに限る。以下同じ。)は、別表に掲げる物であって縦、横又は高さのいずれか一辺が 60 センチメートル以上のものとする。

(指定袋)

第13条 条例第22条第2項の指定袋は、市が収集する燃やすごみ、破碎ごみ及び資源の排出に使用する袋をいい、その基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 透明又は内容物が識別できる程度の透明度を有するものであること。
- (2) 耐水性があり、丈夫なものであること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定袋の基準等については、市長が別に定める。

(ごみ集積場の設置申請等)

第14条 条例第23条第1項に規定する申請をしようとする者は、ごみ集積場設置等申請書(様式第5)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があり当該申請が適当であると認めた場合は、ごみ集積場指定等通知書(様式第6)により申請者に通知するものとする。

(誓約書)

第14条の2 条例第23条の2第2項に規定する誓約書の提出命令は、誓約書提出命令書(様式第6の2)により行うものとし、同項の誓約書は、様式第6の3によるものとする。

(共同住宅における廃棄物の保管場所の設置)

第15条 条例第24条の規則で定める戸数は、6戸とする。ただし、地理的条件、地域の特性等により当該戸数により難いと市長が特に認めたときは、共同住宅ごとに定める戸数とする。

2 条例第24条の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 保管場所は、家庭系廃棄物の収集及び運搬に支障が生じない場所であること。
- (2) 保管場所は、家庭系廃棄物を十分に収納できる規模であること。

(改善計画書)

第15条の2 条例第24条の3第2項に規定する改善計画書の提出の命令は、改善計画提出命令書(様式第6の4)により行うものとし、同項の改善計画書は、様式第6の5によるものとする。

(ごみ集積場設置命令書)

第15条の3 条例第24条の3第3項に規定するごみ集積場の設置の命令は、ごみ集積場設置命令書(様式第6の6)により行うものとする。

(排出禁止物)

第16条 条例第27条第1項第7号に規定する排出禁止物は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第4項に規定する特定家庭用機器
- (2) 性状が著しく堅ろうで市の処理施設の機能に支障が生ずる物
- (3) その他前2号に掲げる物に類するもの

(縦覧の期間等)

第17条 条例第30条第2項の規定による縦覧の期間のうち、次に掲げる日は、縦覧を行わない。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

2 縦覧の時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(縦覧の手続)

第18条 条例第29条の規定により縦覧に供された報告書等を縦覧しようとする者(以下「縦覧者」という。)は、縦覧申込書に所定事項を記入しなければならない。

(縦覧者の遵守事項)

第19条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(意見書の記載事項)

第20条 条例第32条第2項の意見書には、次に掲げる事項をすべて記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地)
- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

(手数料の徴収方法)

第21条 条例第35条に規定する手数料の徴収方法は、次に定めるところによる。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

- (1) 動物の死体に係る手数料については、収集又は搬入の都度徴収する。
- (2) 粗大ごみに係る手数料については、収集までに徴収する。この場合において、当該手数料を納付した者には、小牧市粗大ごみ処理手数料納付券(様式第7)を交付する。

(納付券のちょう付)

第22条 粗大ごみを排出するときは、小牧市粗大ごみ処理手数料納付券をちょう付しなければならない。

(手数料の減免申請)

第23条 条例第35条第3項の規定による減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書(様式第8)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の減免を必要と認めたときは、一般廃棄物処理手数料減免承認書(様式第9)を交付するものとする。

3 天災により減免する場合は、前2項の規定によらないことができる。

(一般廃棄物処理業等の許可申請)

第24条 次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、当該各号に掲げる申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 法第7条第1項又は第6項の規定による許可 一般廃棄物処理業許可申請書(様式第10)
- (2) 浄化槽法第35条第1項の規定による許可 浄化槽清掃業許可申請書(様式第11)

2 前項第1号の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (2) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し
- (3) 申請者(申請者が法人である場合には、その業務を行う役員を含む。次号において同じ。)が法第7条第5項第4号(チを除く。)のいずれにも該当しない旨を記載し

た書類

- (4) 申請者の略歴を記載した書類
- (5) 事業場の配置図及び付近見取図
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 第1項第2号の申請書には、環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第10条第2項第1号から第4号までに規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者(申請者が浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は法人である場合には、その法定代理人又はその役員を含む。)の略歴を記載した書類
- (2) 営業所の配置図及び付近見取図
- (3) 環境省関係浄化槽法施行規則第11条第1号から第3号までに規定する器具の明細書
- (4) その他市長が必要と認める書類
(許可証の交付)

第25条 市長は、前条第1項の申請があったときは、内容を調査し、許可基準に適合していると認めた場合には、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に掲げる許可証を交付するものとする。

- (1) 第7条第1項又は第6項の規定による許可 一般廃棄物処理業許可証(様式第12)
- (2) 浄化槽法第35条第1項の規定による許可 浄化槽清掃業許可証(様式第13)

2 前項の許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(変更の許可申請)

第26条 法第7条の2第1項の規定による変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書(様式第14)に前条第1項に規定する許可証を添えて、市長に申請しなければならない。

(変更許可証の交付)

第27条 市長は、前条の申請があったときは、内容を調査し、許可基準に適合していると認めた場合には、一般廃棄物処理業事業範囲変更許可証(様式第15)を交付するものとする。

(許可証の再交付)

第28条 第25条第1項の規定により許可を受けた者(以下「許可業者」という。)は、当該交付を受けた許可証(以下「許可証」という。)を亡失し、き損し、又は汚損したときは、許可証再交付申請書(様式第16)に当該許可証を添付して(亡失した場合を除く。)、市長に申請するものとする。

2 許可証の再交付を受けた者は、亡失した許可証を発見したときは、直ちに当該許可証を市長に返納しなければならない。

(許可証の返納)

第29条 許可業者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、直ちに許可証を市長に返納しなければならない。

- (1) 許可の有効期間が満了したとき。
- (2) 許可を取り消されたとき。
- (3) 業務を廃止したとき。

2 許可業者が死亡し、合併し、又は解散したときは、それぞれ相続人、合併後存続する法人又は清算人は、直ちに許可証を市長に返納しなければならない。

3 許可業者が業務の停止を命ぜられたときは、その期間中許可証を市長に返納しなければならない。

(届出)

第30条 法第7条の2第3項又は浄化槽法第37条の規定による変更の届出は、一般廃棄物処理業(浄化槽清掃業)変更届出書(様式第17)によるものとする。

2 法第7条の2第3項又は浄化槽法第38条の規定による廃業等の届出は、一般廃棄物処理業(浄化槽清掃業)廃業等届出書(様式第18)によるものとする。

(許可の取消し等)

第31条 法第7条の4の規定により許可を取り消し、若しくは法第7条の3の規定により業務の全部若しくは一部の停止を命ずるとき、又は浄化槽法第41条第3項の規定において準用する同法第35条第4項の規定による通知は、許可取消書(様式第19)又は業務停止命令書(様式第20)により行うものとする。

(業務報告書)

第32条 許可業者は、次表により業務報告書を市長に提出しなければならない。

区分	報告内容	業務報告書の名称	期限
一般廃棄物収集運搬業者	四半期ごとの実績	一般廃棄物収集運搬業務実績報告書(様式第21)	翌月10日
一般廃棄物処分業者	1月ごとの実績	一般廃棄物処分業務実績報告書(様式第22)	翌月10日
浄化槽清掃業者	隔月ごとの実績	浄化槽清掃報告書(様式第23)	翌月10日

(身分証明書)

第33条 条例第38条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第24)とする。

(委任)

第34条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(昭和47年小牧市規則第22号)

(2) 小牧市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則(平成10年小牧市規則第35号)

(経過措置)

3 この規則の施行前に附則第2項の規定による廃止前の小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する規則及び小牧市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成21年規則第3号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年規則第 24 号)

- 1 この規則は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(平成 27 年規則第 3 号)

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、様式第 7 の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(平成 27 年規則第 28 号)

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則第 15 条第 1 項の規定は、この規則の施行の日以後に小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例(平成 19 年小牧市条例第 21 号)第 24 条の協議を開始した共同住宅について適用し、同日前に同条の協議を開始した共同住宅については、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年規則第 26 号)

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則の規定に基づいて作成されている用紙(様式第 5 に限る。)は、改正後の小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(令和元年規則第 40 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年規則第 57 号)

この規則は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

附 則(令和 2 年規則第 72 号)

- 1 この規則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の市費補助金等の予算執行に関する規則、小牧市農業近代化資金利子補給金交付規則、小牧市危険物規制規則、消防法等施行規則、小牧市中心身障害者扶助料支給条例施行規則、小牧市市民会館の管理に関する規則、小牧市中小企業退職金共済制度促進助成規則、小牧市消防救急業務取扱規則、小牧市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則、小牧市租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定事務に関する規則、小牧市火入れに関する条例施行規則、小牧市ホテル等建築の適正化に関する条例施行規則、小牧市身体障害者福祉法施行細則、小牧市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則、小牧市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則、小牧市道路管理規則、小牧市土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する規則、小牧市議会政務活動費の交付に関する規則、小牧市都市景観条例施行規則、小牧市医療費の支給に関する条例施行規則、小牧市市民活動推進条例施行規則、小牧市定期外予防接種事故災害補償規則、小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則、小牧市墓地、埋葬等に関する法律施行細則、小牧市水道法施

行細則、小牧市家庭的保育事業等の認可及び実施に関する規則、小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則、小牧市火薬類取締法施行細則、小牧市地域協議会に関する条例施行規則及びこまき市民交流テラスの管理に関する規則の規定に基づいて作成されている用紙(小牧市危険物規制規則様式第 2、小牧市市民会館の管理に関する規則様式第 6 及び様式第 7 並びにこまき市民交流テラスの管理に関する規則様式第 8 及び様式第 9 を除く。)は、改正後の市費補助金等の予算執行に関する規則、小牧市農業近代化資金利子補給金交付規則、小牧市危険物規制規則、消防法等施行規則、小牧市心身障害者扶助料支給条例施行規則、小牧市市民会館の管理に関する規則、小牧市中小企業退職金共済制度促進助成規則、小牧市消防救急業務取扱規則、小牧市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則、小牧市租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定事務に関する規則、小牧市火入れに関する条例施行規則、小牧市ホテル等建築の適正化に関する条例施行規則、小牧市身体障害者福祉法施行細則、小牧市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則、小牧市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則、小牧市道路管理規則、小牧市土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する規則、小牧市議会政務活動費の交付に関する規則、小牧市都市景観条例施行規則、小牧市医療費の支給に関する条例施行規則、小牧市市民活動推進条例施行規則、小牧市定期外予防接種事故災害補償規則、小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則、小牧市墓地、埋葬等に関する法律施行細則、小牧市水道法施行細則、小牧市家庭的保育事業等の認可及び実施に関する規則、小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則、小牧市火薬類取締法施行細則、小牧市地域協議会に関する条例施行規則及びこまき市民交流テラスの管理に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (令和 4 年規則第 5 号)

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表 (第 1 2 条関係)

種目	品目
家具、寝具、建具、 ^{ちゅう} 厨房用具類	雨戸 網戸 衣装箱 椅子 オーディオラック 飾り棚 ガス台 鏡台 げた箱 こたつ板 こたつやぐら サイドボード じゅうたん 障子 食器棚 洗面化粧台 ソファ 畳たんす 調理台 机 釣り棚 テーブル ドア 流し台 長持 ふすま ふとん ベッド 本棚 本箱 マットレス
電気、石油、ガス機械器具類	オーブンレンジ 乾燥機(衣類乾燥機を除く。) ステレオセット ストーブ ズボンプレス 扇風機 電子レンジ ファクシミリ ミシン ワードプロセッサ
遊具等	三輪車 自転車 スキー板 滑り台 ブランコ オルガン エレクトーン 乳母車 物干しざお 物干し台
その他	上記に類するもの。ただし、特定家庭用機器再商品化法施行令(平成 10 年政令第 378 号)第 1 条に規定する機械器具、オ



オートバイ、温水器、がれき、原動機付自転車、自動車、自動車用タイヤ、消火器、耐火金庫、農業用機械器具、バッテリー、ピアノ、プロパンガス容器その他処理が困難なものを除く。
--

○小牧市快適で清潔なまちづくり条例

平成19年9月14日
条 例 第 2 2 号

(目的)

第1条 この条例は、小牧市環境基本条例(平成15年小牧市条例第11号)の基本理念にのっとり、地域環境の身近な問題について、市、市民等及び事業者の役割を明らかにし、それぞれがこの役割の下、地域環境の保全及び美化の促進を図り、もって市民の快適で清潔な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (3) 空き缶等 飲食物を収納し、又は収納していた缶、びん、ペットボトルその他の容器をいう。
- (4) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する空き缶等以外の物で、捨てられることによってごみの散乱の原因となるものをいう。
- (5) 動物 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第44条第4項各号に掲げる動物をいう。
- (6) 公共の場所等 道路、公園、広場、河川、公民館その他の公共の用に供する場所(以下「公共の場所」という。)及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地、建物及び工作物をいう。
- (7) 落書き 公共の場所等を所有し、占有し、又は管理する者の承諾を得ず、塗料等により、文字、図形若しくは絵柄をかくこと又はかかれた文字、図形若しくは絵柄をいう。
- (8) 喫煙 たばこを吸うこと及び火のついたたばこを所持することをいう。
- (9) 回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。
- (10) 騒音等 すべての楽器・ラジオ等の音響機器又は人声その他による音により、不特定多数の市民等の生活環境に迷惑を及ぼすこと又はその音をいう

(市の役割)

第3条 市は、快適で清潔なまちづくりの推進に関する必要な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民等及び事業者の適切な参加の方策を講ずるものとする。

3 市は、快適で清潔なまちづくりの推進について、市民等及び事業者に対して意識の啓発を図るとともに、自発的活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の役割)

第4条 市民等は、快適で清潔なまちづくりの推進に対する意識を高め、積極的に地域環境の保全及び美化の促進を図る活動に参加し、当該活動の充実に努めるものとする。

2 市民等は、市が快適で清潔なまちづくりを推進するために実施する施策に協力するものとする。

(事業者の役割)

第 5 条 事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、地域環境の保全及び美化活動を推進するものとする。

2 事業者は、市が快適で清潔なまちづくりを推進するために実施する施策に協力するものとする。

(空き缶等及び吸い殻等の放置及び投棄の禁止)

第 6 条 何人も、空き缶等又は吸い殻等を、みだりに、公共の場所等に放置し、又は投棄してはならない。

(ふんの放置及び投棄の禁止)

第 7 条 何人も、その飼養し、又は保管する動物がしたふんを、公共の場所等に放置し、又は投棄してはならない。

(落書きの禁止)

第 8 条 何人も、公共の場所等に落書きをしてはならない。

(落書きの消去の要請)

第 9 条 市長は、落書き(公共の場所にされたものに限る。)が放置され、著しく周辺の環境を損なう状態にあると認めるときは、当該公共の場所の所有者、占有者又は管理者に対し、当該落書きを消去するよう要請することができる。

(路上喫煙の禁止等)

第 10 条 何人も、第 17 条第 1 項の規定により指定された路上喫煙禁止区域においては、定められた場所以外の場所では、喫煙をしてはならない。

2 何人も、公共の場所において、歩行中若しくは自転車に乗車中であるとき又は吸殻入れが付近に設置されていない場所で吸殻入れを携帯していないときは、喫煙しないよう努めるものとする。

(騒音等の防止)

第 11 条 何人も、日常生活等に伴って発生する騒音等により、周辺の生活環境を損なわないよう努めるものとする。

(悪臭の防止)

第 12 条 何人も、日常生活等に伴って発生する悪臭により、周辺の生活環境を損なわないよう努めるものとする。

(犬及び猫の管理)

第 13 条 犬を飼養し、又は保管する者は、犬を公共の場所において移動し、又は運動させるときは、常に引き綱等により制御しなければならない。

2 犬を飼養し、又は保管する者は、飼養し、又は保管している場所から犬を連れ出す場合は、ふんを処理する用具を携行しなければならない。

3 猫を飼養し、又は保管する者は、猫を屋内で飼養し、又は保管するよう努めるものとする。

(回収容器の設置及び管理)

第 14 条 自動販売機(規則で定める自動販売機を除く。)により容器入りの飲食物を販売する者は、規則で定めるところにより、回収容器を設置し、その回収容器を適正に管理しなければならない。

(公共の場所における印刷物等の配布者等の責務)

第 15 条 公共の場所において、印刷物その他の物(以下「印刷物等」という。)を配布し、又は配布させた者は、当該場所及びその周辺において当該印刷物等が散乱した場合に

においては、当該印刷物等を回収しなければならない。

- 2 公共の場所において、催しを行い、又は行わせた者は、当該場所及びその周辺の清掃を行わなければならない。

(土地及び建物等の管理)

第 16 条 土地、建物又は工作物を所有し、占有し、又は管理する者は、その土地、建物又は工作物に廃棄物が放置され、又は投棄されることを防止するための措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 土地、建物又は工作物を所有し、占有し、又は管理する者は、その土地、建物又は工作物が、廃棄物その他の物により著しく周辺の環境を損なう状態にあると認められるときは、自らの責任で当該廃棄物その他の物を適正に処理しなければならない。

(路上喫煙禁止区域)

第 17 条 市長は、特に必要があると認められる区域を路上喫煙禁止区域として指定することができる。

- 2 前項の指定は、終日又は時間帯を限って行うことができる。
- 3 市長は、路上喫煙禁止区域を指定し、変更し、又は解除しようとするときは、当該区域の市民等の意見を聴くとともに、関係団体等と協議するものとする。
- 4 市長は、路上喫煙禁止区域を指定し、変更し、又は解除するときは、規則で定める事項を告示するとともに、その地域であることを示す標識を設置する等周知に努めるものとする。

(ごみの散乱防止重点地域)

第 18 条 市長は、ごみの散乱を防止し、環境の美化を推進するため、特に必要があると認める地域をごみの散乱防止重点地域(以下「重点地域」という。)として指定することができる。

- 2 市長は、重点地域を指定し、変更し、又は解除するときは、その旨及びその区域を告示するものとする。
- 3 市長は、重点地域内において、ごみの散乱を防止するための有効な施策を実施するものとする。
- 4 市長は、重点地域において、地域の自主的な美化活動を支援するものとする。

(小牧市快適で清潔なまちづくり協議会)

第 19 条 地域環境の保全及び美化の促進に関する事項その他市長が必要と認める事項について協議するため、小牧市快適で清潔なまちづくり協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(こまき環境保全推進員)

第 20 条 快適で清潔なまちづくりに係る普及、啓発等を図るため、こまき環境保全推進員(以下「推進員」という。)を置く。

- 2 推進員に関し必要な事項は、規則で定める。

(ごみ散乱防止市民行動の日)

第 21 条 市長は、ごみの散乱防止について市民等及び事業者の環境美化意識の向上と理解を深めるため、ごみ散乱防止市民行動の日を設けるものとする。

- 2 市長は、ごみ散乱防止市民行動の日には、その趣旨にふさわしい事業を実施するもの

とする。

(空き缶等及び吸い殻等散乱防止協定)

第 22 条 市長は、空き缶等及び吸い殻等の散乱を防止するために、必要があると認めるときは、事業者に対して次に掲げる事項について空き缶等及び吸い殻等散乱防止協定の締結を求めることができる。

- (1) 空き缶等及び吸い殻等の散乱防止についての啓発に関する事項
 - (2) 空き缶等及び吸い殻等の散乱防止のための清掃に関する事項
 - (3) その他空き缶等及び吸い殻等の散乱防止に関する事項
- (環境保全協定)

第 23 条 市長は、市民の生活環境を保全するために必要があると認めるときは、工場等を設置している者又は設置しようとする者(以下「設置者等」という。)との間に、環境の保全に関する協定(以下「環境保全協定」という。)を締結することができる。

- 2 工場等の設置者等は、市長から環境保全協定の締結を求められたときは、誠意をもってこれに応じなければならない。
- 3 環境保全協定の協定事項については、工場等の種類及び規模に応じ、その都度市長が定めるものとする。
- 4 工場等の設置者等は、環境保全協定が成立したときは、当該環境保全協定を確実に履行しなければならない。

(関係団体等との連携)

第 24 条 市は、施策の実施に当たっては、関係団体等に必要な情報を提供し、連携して環境の保全及び美化の促進に努めなければならない。

(顕彰)

第 25 条 市長は、環境の保全及び美化の取組その他快適で清潔なまちづくりに関し、著しく功績のあった者に対して、顕彰を行うことができる。

(指導及び勧告)

第 26 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該違反行為を中止し、又は是正に必要な措置を講ずるよう指導又は勧告することができる。

- (1) 第 6 条の規定に違反して空き缶等又は吸い殻等を放置し、又は投棄した者
 - (2) 第 7 条の規定に違反してふんを放置し、又は投棄した者
 - (3) 第 10 条第 1 項の規定に違反して喫煙をした者
 - (4) 第 13 条第 1 項の規定に違反して犬を引き綱等により制御しないで公共の場所において移動し、又は運動させた者
 - (5) 第 13 条第 2 項の規定に違反してふんを処理する用具を携行しないで、犬を飼養し、又は保管している場所から連れ出した者
 - (6) 第 14 条の規定に違反して回収容器を設置せず、又はこれを適正に管理しない者
 - (7) 第 15 条第 1 項の規定に違反して散乱した印刷物等を回収しなかった者
 - (8) 第 15 条第 2 項の規定に違反して清掃を行わなかった者
 - (9) 第 16 条第 2 項の規定に違反して廃棄物その他の物を適正に処理しない者
- (命令)

第 27 条 市長は、前条第 1 号から第 3 号まで及び第 6 号に掲げる者が同条の指導又は勧告を受けて、正当な理由がなく当該指導又は勧告に従わないときは、当該指導又は勧告に従うよう命ずることができる。

(規則への委任)

第 28 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 29 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 8 条の規定に違反して落書きをした者

(2) 第 26 条第 6 号に掲げる者で第 27 条の規定による市長の命令に違反したもの

第 30 条 第 26 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号に掲げる者で、第 27 条の規定による市長の命令に違反したものは、2 万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第 31 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(小牧市ポイ捨てによるごみの散乱防止に関する条例の廃止)

2 小牧市ポイ捨てによるごみの散乱防止に関する条例(平成 9 年小牧市条例第 8 号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行前に附則第 2 項の規定による廃止前の小牧市ポイ捨てによるごみの散乱防止に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年小牧市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

○小牧市快適で清潔なまちづくり条例施行規則

平成20年3月17日

規則第7号

改正 令和元年7月1日規則第40号

(趣旨)

第1条 この規則は、小牧市快適で清潔なまちづくり条例(平成19年小牧市条例第22号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(回収容器の設置を要しない自動販売機)

第2条 条例第14条の規則で定める自動販売機は、次に掲げるものとする。

- (1) 事務所、工場等の敷地内に設置される自動販売機で、当該事務所、工場等の関係者以外の者が利用できないもの
- (2) 店舗、病院等の建物の中に設置される自動販売機で、当該建物に立ち入らなければ利用することができないもの
- (3) その他市長が空き缶等の散乱のおそれがないと認める場所に設置される自動販売機

(回収容器の設置及び管理)

第3条 条例第14条に規定する回収容器の設置及び管理は、次のとおりとする。

- (1) 回収容器の材質は、金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。
- (2) 回収容器は、安定性があり、容易に転倒しないものであること。
- (3) 回収容器は、自動販売機の設置場所から5メートル以内で空き缶等の投入に支障のない位置に設置すること。
- (4) 回収容器は、空き缶等があふれて散乱することのないようにするとともに、その周囲を清潔に保つこと。

(路上喫煙禁止区域の指定等の告示)

第4条 条例第17条第4項の規定による指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定の区域の名称
- (2) 指定の区域
- (3) 指定の区域内において喫煙をすることができる場所
- (4) 指定の時間帯
- (5) 指定する年月日
- (6) 禁止行為をした場合の措置

2 条例第17条第4項の規定による変更の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 変更する指定の区域の名称
- (2) 変更する指定の区域
- (3) 変更する内容
- (4) 変更する年月日

3 条例第17条第4項の規定による解除の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 解除する指定の区域の名称
- (2) 解除する指定の区域

(3) 解除する年月日

(ごみの散乱防止重点地域の指定)

第5条 条例第18条第1項の規定による指定は、ごみの散乱状態、地理的条件等を勘案して行うものとする。

(小牧市快適で清潔なまちづくり協議会の委員)

第6条 条例第19条に規定する小牧市快適で清潔なまちづくり協議会(以下「協議会」という。)の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 地域の代表者

(3) 事業者の代表者

(4) 各種団体の代表者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第9条 協議会の会議は、次に掲げる場合を除き公開するものとする。

(1) 小牧市情報公開条例(平成12年小牧市条例第39号)第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について協議等を行う場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められる場合

(こまき環境保全推進員)

第10条 条例第20条に規定するこまき環境保全推進員(以下「推進員」という。)は、市長が指定する区域ごとにこれを置き、その定数は市長が定める。

2 推進員は、市長がこれを委嘱する。

3 推進員の任期は、1年とする。ただし、推進員が欠けた場合における補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 推進員は、再任されることができる。

(推進員の職務)

第11条 推進員の職務は、次のとおりとする。

(1) 環境衛生に関する地域の協同組織の活動に関すること。

(2) 環境衛生事務に係る関係機関との連絡及び調整に関すること。



- (3) 環境衛生知識の普及啓発に関すること。
- (4) ごみの排出抑制、再生利用及び分別の推進に関すること。
- (5) ごみの集積場におけるごみの排出指導及び美化に関すること。
- (6) その他環境保全に関すること。

(指導及び勧告)

第 12 条 条例第 26 条の規定による指導は口頭により、勧告は書面により行うものとする。

2 前項の書面は、勧告書(様式第 1)とする。

(命令)

第 13 条 条例第 27 条の規定による命令は、命令書(様式第 2)により行うものとする。

(委任)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(小牧市衛生委員に関する規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 小牧市衛生委員に関する規則(昭和 36 年小牧市規則第 11 号)

(2) 小牧市ポイ捨てによるごみの散乱防止に関する条例施行規則(平成 9 年小牧市規則第 20 号)

(経過措置)

3 この規則の施行前に附則第 2 項の規定による廃止前の小牧市衛生委員に関する規則及び小牧市ポイ捨てによるごみの散乱防止に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附則 (令和元年規則第 40 号)

この規則は、公布の日から施行する。

○小牧市リサイクルプラザの設置及び管理に関する条例

平成15年12月24日

条例第39号

改正 平成16年12月24日条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、小牧市リサイクルプラザ(以下「リサイクルプラザ」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市内から排出される一般廃棄物の処理、減量及び資源化を図るためリサイクルプラザを設置する。

(名称及び位置)

第3条 リサイクルプラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
小牧市リサイクルプラザ	小牧市大字大草5786番地83

(利用者等の義務)

第4条 リサイクルプラザを利用する者及びその関係者(以下「利用者等」という。)は、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに市長の指示に従うとともに、リサイクルプラザの秩序を乱すような行為をしてはならない。

(利用の中止命令)

第5条 市長は、利用者等が前条の規定に違反したとき、又は公共の福祉のためやむを得ない理由があるときは、利用者等に対して利用の中止を命ずることができる。

(損害賠償)

第6条 利用者等が故意又は過失によってリサイクルプラザ又はその附属設備をき損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、リサイクルプラザの管理について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(小牧市清掃事務所設置条例の廃止)

2 小牧市清掃事務所設置条例(昭和55年小牧市条例第24号)は、廃止する。

(小牧市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正)

3 小牧市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例(平成10年小牧市条例第24号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成16年条例第20号)

この条例は、平成17年2月11日から施行する。

○小牧市リサイクルプラザの管理に関する規則

平成16年3月26日

規則第13号

改正 平成18年3月28日規則第29号

平成19年12月27日規則第52号

平成28年3月31日規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、小牧市リサイクルプラザの設置及び管理に関する条例（平成15年小牧市条例第39号。）第7条の規定に基づき、小牧市リサイクルプラザ（以下「リサイクルプラザ」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 リサイクルプラザにおいて行う事業は、次のとおりとする。

- (1) ごみの収集及び運搬の実施に関すること。
- (2) 犬、猫等の死体の処理に関すること。
- (3) 資源の選別等中間処理に関すること。
- (4) 粗大ごみのリサイクルに関すること。
- (5) リサイクルの啓発及び推進に関すること。
- (6) リサイクルに係る体験活動に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物の処理、減量及び資源化に必要な事業（利用時間）

第3条 リサイクルプラザの利用時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休業日)

第4条 リサイクルプラザの休業日は、次の各号に掲げる業務について当該各号に定める日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 第2条第1号から第4号まで及び第7号に規定する業務 次に掲げる日

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日

(2) 第2条第5号及び第6号に規定する業務 次に掲げる日

ア 月曜日。ただし、この日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日で休日、土曜日又は日曜日でない日とする。

イ 12月29日から翌年の1月3日までの日

(入館の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は立ち退かせることができる。

- (1) 感染性の疾病があると認められる者
- (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがある動物又は物品を携行する者
- (3) リサイクルプラザの秩序を乱すおそれがあると認められる者

(管理上の制限)

第6条 リサイクルプラザ内において、市長の許可を受けずに次に掲げる行為をして



はならない。

- (1) 喫煙をし、又は火気を使用すること。
- (2) 物品の販売その他商行為をすること。
- (3) 印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。
- (4) その他管理上支障があると認めること。

(遵守事項)

第 7 条 市長は、リサイクルプラザへ入場する者の遵守事項を定め、管理上必要があるときは、その都度適宜に指示することができる。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年規則第 29 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年規則第 52 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年規則第 24 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

○小牧市クリーンセンターの設置及び管理に関する条例

昭和53年3月31日

条 例 第 2 0 号

改正 昭和56年3月30日条例第25号

昭和61年6月24日条例第23号

昭和62年3月30日条例第13号

平成元年3月30日条例第12号

平成4年12月24日条例第35号

平成8年3月29日条例第8号

平成9年3月28日条例第4号

平成15年9月19日条例第30号

平成25年12月27日条例第32号

平成27年3月24日条例第11号

令和元年6月28日条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、小牧市クリーンセンター(以下「センター」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 環境衛生の向上に寄与することを目的とし、センターを設置する。

(名称及び位置)

第3条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
小牧市クリーンセンター	小牧市大字東田中1237番地

(搬入物の制限)

第4条 センターに搬入できる廃棄物は、小牧市内から排出されたし尿、し尿浄化槽汚泥及びディスポーザ排水処理システム排水処理槽汚泥(以下「し尿等」という。)に限る。

(搬入許可)

第5条 センターへし尿等を搬入しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者(以下「搬入者」という。)は、市長の指示に従わなければならない。

(搬入許可の取消し)

第6条 市長は、搬入者が第4条に規定するし尿等以外の廃棄物を搬入したときは、その搬入許可を取り消すことができる。

(搬入量)

第7条 市長は、搬入者に対して搬入量を指定する。

2 搬入者は、前項により指定された量を超えて搬入するときは、理由を付し、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(使用料)

第8条 市長は、し尿浄化槽汚泥又はディスポーザ排水処理システム排水処理槽汚泥の

搬入者からセンターの使用料として、次の金額を徴収する。

- 1 立方メートル当たり 1, 260円
- 2 前項の使用料は、毎月納入通知書又は口座振替の方法により徴収する。
- 3 使用料は、毎使用月の翌月20日(この日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。)に当たるときは、その直後の日曜日等でない日)までに納入しなければならない。
(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年条例第25号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年条例第23号)

この条例は、昭和61年8月1日から施行する。

附 則(昭和62年条例第13号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成元年条例第12号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成4年条例第35号)抄

この条例は、平成5年2月14日から施行する。

附 則(平成8年条例第8号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第4号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第30号)

この条例は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第32号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第11号)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の際現に改正前の小牧市し尿処理施設の設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定による許可を受けている者は、改正後の小牧市クリーンセンターの設置及び管理に関する条例第5条第1項の規定による許可を受けたものとみなす。

附 則(令和元年条例第20号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

○小牧市クリーンセンターの設置及び管理に関する条例施行規則

昭和53年3月31日

規則第7号

改正 昭和55年3月31日規則第24号

昭和62年3月30日規則第5号

平成7年3月30日規則第31号

平成10年3月27日規則第2号

平成15年9月19日規則第33号

平成27年3月24日規則第2号

令和元年7月1日規則第40号

令和2年12月28日規則第73号

(趣旨)

第1条 この規則は、小牧市クリーンセンターの設置及び管理に関する条例(昭和53年小牧市条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可申請)

第2条 条例第5条第1項の許可を受けようとする者は、搬入許可申請書(様式第1)に市長が必要と認める書類を添付し提出しなければならない。

(許可)

第3条 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めた場合は、搬入許可証(様式第2)を交付する。

2 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(汚泥処理の依頼)

第4条 搬入許可を受けた者(以下「搬入者」という。)は、し尿浄化槽汚泥又はディスポーザ排水処理システム排水処理槽汚泥を搬入し、処理しようとするときは、汚泥処理依頼書(様式第3)にし尿浄化槽又はディスポーザ排水処理システム排水処理槽の清掃を実施したことを証する書面を添付し、市長に提出しなければならない。

(搬入時間)

第5条 小牧市クリーンセンター(以下「センター」という。)への搬入時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

(1) 月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後4時30分まで

(2) 土曜日 午前8時30分から正午まで

(休業日)

第6条 センターの休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休業することができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(許可証の返納)

第7条 搬入者は、次のいずれかに該当するときは、搬入許可証を市長に返納しなければならない。

(1) 搬入許可証の有効期限が過ぎたとき。

(2) 搬入許可を取り消されたとき。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年規則第24号)

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年規則第5号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成7年規則第31号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(平成10年規則第2号)

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(平成15年規則第33号)

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第2号)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の小牧市し尿処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市クリーンセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(令和元年規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年規則第73号)

1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の小牧市財産管理規則、小牧市市税に関する文書の様式を定める規則、小牧市国民健康保険税条例施行規則、小牧市国民健康保険条例施行規則、小牧市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則、小牧市立保育園管理規則、小牧市中小企業振興融資助成規則、小牧市公共用物の管理に関する条例施行規則、小牧市遺児手当支給条例施行規則、小牧市クリーンセンターの設置及び管理に関する条例施行規則、小牧市契約規則、小牧市土地区画整理事業施行規則、小牧市都市公園条例施行規則、小牧市老人福祉法施行細則、小牧市知的障害者福祉法施行細則、小牧市市営住宅条例施行規則、小牧市特定公共賃貸住宅条例施行規則、小牧市生活保護法施行細則、小牧市における愛知県建築基準条例の規定による認定に伴う事務処理に関する規則、小牧市中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金事務取扱細則、小牧市自転車等の放置の防止等に関する条例施行規則、小牧市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則、小牧市母子保健法施行細則、小牧市小学校就学前子どもの区分に係る認定並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認の申請等に関する規則、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する規則、新型コロナウイルス



ス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する規則及び小牧市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙(小牧市財産管理規則様式第3から様式第6まで、様式第8から様式第10まで、様式第12及び様式第13並びに小牧市契約規則様式第10から様式第12までを除く。)は、改正後の小牧市財産管理規則、小牧市市税に関する文書の様式を定める規則、小牧市国民健康保険税条例施行規則、小牧市国民健康保険条例施行規則、小牧市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則、小牧市立保育園管理規則、小牧市中小企業振興融資助成規則、小牧市公共用物の管理に関する条例施行規則、小牧市遺児手当支給条例施行規則、小牧市クリーンセンターの設置及び管理に関する条例施行規則、小牧市契約規則、小牧市土地区画整理事業施行規則、小牧市都市公園条例施行規則、小牧市老人福祉法施行細則、小牧市知的障害者福祉法施行細則、小牧市市営住宅条例施行規則、小牧市特定公共賃貸住宅条例施行規則、小牧市生活保護法施行細則、小牧市における愛知県建築基準条例の規定による認定に伴う事務処理に関する規則、小牧市中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金事務取扱細則、小牧市自転車等の放置の防止等に関する条例施行規則、小牧市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則、小牧市母子保健法施行細則、小牧市小学校就学前子どもの区分に係る認定並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認の申請等に関する規則、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する規則、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する規則及び小牧市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

○小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例

令和3年12月23日
条 例 第 2 8 号

(目的)

第1条 この条例は、建築物等及び空き地の適切な管理に関し必要な事項を定めることにより、市内にある建築物等及び空き地が管理不全な状態となることを防止し、並びに市民の生命、身体及び財産の保護並びにその生活環境の保全を図り、もって公共の福祉の増進及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物等 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)又はこれに附属する工作物及びその敷地(立木その他の土地に定着する物(以下「定着物」という。)を含む。)をいう。
- (2) 居住建築物等 建築物等のうち、現に居住の用に供されているものをいう。
- (3) 空家等 建築物等のうち、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (4) 法定外空家等 建築物等のうち、空家等に準ずる建築物等として規則で定めるものをいう。
- (5) 空き地 現に建築物又はこれに附属する工作物が存在せず、かつ、使用又は管理の実態のない土地(定着物を含む。)(国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。)をいう。
- (6) 市民 市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又は市内で活動し、若しくは事業を行う個人、法人若しくは団体をいう。
- (7) 管理不全な状態 建築物等又は空き地が適切に管理されていない状態であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 建築物その他の工作物が倒壊等をするおそれのある状態
 - イ 屋根、外壁等が脱落、飛散等をするおそれのある状態
 - ウ 擁壁の劣化等により、周囲に危険を及ぼすおそれのある状態
 - エ 定着物が建築基準法第42条に規定する道路又は一般の用に供している不特定多数の者が通行する道との境界線を越え通行の妨げになっている状態
 - オ 定着物が不特定多数の者に危険を及ぼすおそれのある状態
 - カ 雑草(これに類するかん木を含む。)が繁茂し、又は枯草が密集し、それらがそのまま放置されているために火災、犯罪又は害虫の発生原因となり、生活環境が阻害されるおそれのある状態
 - キ 堆積された状態にある廃棄物その他の物に起因して、害虫等が生息している状態等、周辺的生活環境に著しい影響を及ぼしている状態又はそのおそれのある状態(以下「堆積物等による不良な状態」という。)
 - ク アからキまでに掲げるもののほか、この条例の目的を達成するためにそのまま放置することが不適切な状態にあると市長が認めたもの

(所有者等の責務)

第3条 建築物等又は空き地を所有し、管理し、又は占有する者(以下この章において「所有者等」という。)は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、その所有し、管理

し、又は占有する建築物等又は空き地を適切に管理しなければならない。

- 2 所有者等は、その所有し、管理し、又は占有する建築物等又は空き地が管理不全な状態になったときは、遅滞なく自らこれを解消しなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、この条例の目的を達成するため、建築物等及び空き地に関する必要な施策を適切に実施するものとする。

- 2 市は、この条例の目的を達成するため、保健、医療、福祉等に係る関係機関(以下「関係機関」という。)、警察その他の関係行政機関、電気、ガス、水道等に係る事業者、地域団体等に対し、連携又は協力を求めるものとする。

- 3 市は、建築物等及び空き地の適切な管理を促進するため、所有者等に対する情報の提供、助言その他必要な支援に努めるものとする。

(市民の役割)

第 5 条 市民は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

第 2 章 建築物等の管理

(立入調査等)

第 6 条 市長は、市内にある建築物等(空家等及び法定外空家等を除く。以下この章において同じ。)の所在及び当該建築物等を所有し、管理し、又は占有する者(以下この章において「建築物等所有者等」という。)を把握するための調査その他建築物等に関しこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

- 2 市長は、建築物等に関し第 8 条から第 10 条まで、第 18 条第 1 項及び第 21 条第 1 項の規定を施行するために必要があると認めるときは、当該建築物等の建築物等所有者等の承諾を得て、職員又はその委任した者(以下「職員等」という。)に当該建築物等に立ち入って調査をさせることができる。

- 3 [前項](#)の規定により建築物等に立ち入ろうとする職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 4 [第 2 項](#)の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(建築物等所有者等に関する情報の利用等)

第 7 条 市長は、その保有する情報であって氏名その他の建築物等所有者等の把握に関し必要なものについては、この条例の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 市長は、堆積物等による不良な状態にある居住建築物等を所有し、管理し、又は占有する者(以下この章において「居住建築物等所有者等」という。)に対し、次条及び第 9 条の規定を施行するために必要があると認めるときは、その保有する情報であって当該居住建築物等所有者等の親族関係、住居関係、保険及び福祉に関する制度の利用状況、心身の状態その他の当該居住建築物等所有者等に関するものについて、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 3 市長は、この条例の施行のために必要な限度において、前 2 項に掲げる情報その他必要な情報を関係機関に対し提供することができる。

- 4 市長は、この条例の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体その他の第 4 条第 2 項に掲げるもの(以下「関係機関等」という。)に対し、建築物等所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めるものとする。

(助言又は指導)

第 8 条 市長は、管理不全な状態にある建築物等の建築物等所有者等に対し、管理不全な状態を解消するために必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。

(支援)

第 9 条 市長は、居住建築物等所有者等に対し前条の規定による助言又は指導をした場合において、当該居住建築物等所有者等から堆積物等による不良な状態を解消するために必要な支援を求める旨の申出があったときは、当該居住建築物等所有者等がやむを得ない事情により堆積物等による不良な状態を自ら解消することが困難であると認めるときに限り、規則で定める支援を行うことができる。ただし、当該居住建築物等所有者等が第 18 条第 1 項の規定による命令(次条の規定による勧告に係る措置の命令に限る。)を受けた者であって、正当な理由がなくその命令に従わないときは、この限りでない。

(勧告)

第 10 条 市長は、居住建築物等所有者等に対し、第 8 条の規定による助言又は指導をしたにもかかわらず、なお堆積物等による不良な状態が解消されないと認めるときは、当該居住建築物等所有者等に対し、相当の猶予期限を付けて、堆積物等による不良な状態を解消するために必要な措置をとることを勧告することができる。

第 3 章 空家等及び法定外空家等の管理

(立入調査等)

第 11 条 市長は、市内にある空家等及び法定外空家等の所在並びに当該空家等又は法定外空家等を所有し、管理し、又は占有する者(以下この章において「空家等所有者等」という。)を把握するための調査(法第 9 条第 1 項に規定する調査を除く。)その他空家等及び法定外空家等に関しこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市長は、空家等又は法定外空家等に関し第 13 条、第 21 条第 2 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項及び第 22 条の規定を施行するために必要があると認めるときは、職員等に当該空家等又は法定外空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市長は、前項の規定により職員等を空家等又は法定外空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その 5 日前までに、当該空家等又は法定外空家等の空家等所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該空家等所有者等を確知することができないとき、当該空家等所有者等の所在が判明しないとき、又は第 21 条第 2 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項若しくは第 22 条に規定する措置のために立入調査を行うときは、この限りでない。

4 第 2 項の規定により空家等又は法定外空家等と認められる場所に立ち入ろうとする職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第 2 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等所有者等に関する情報の利用等)

第 12 条 市長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等所有者等の把握に関し必要なものについては、この条例の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外

の目的のために内部で利用することができる。

- 2 市長は、この条例の施行のために必要があるときは、関係機関等に対し、空家等所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めるものとする。

(助言又は指導)

- 第 13 条 市長は、適切に管理されていない状態にあると認められる空家等(法第 2 条第 2 項に規定する特定空家等を除く。)又は法定外空家等の空家等所有者等に対し、修繕、防犯上の措置その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。

第 4 章 空き地の管理

(立入調査等)

- 第 14 条 市長は、市内にある空き地の所在及び当該空き地を所有し、管理し、又は占有する者(以下この章において「空き地所有者等」という。)を把握するための調査その他空き地に関しこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

- 2 市長は、空き地に関し第 16 条、第 17 条、第 18 条第 1 項及び第 21 条第 1 項の規定を施行するために必要があると認めるときは、職員等に当該空き地と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

- 3 市長は、前項の規定により職員等を空き地と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その 5 日前までに、当該空き地の空き地所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該空き地所有者等を確知することができないとき、当該空き地所有者等の所在が判明しないとき、又は第 21 条第 1 項に規定する措置のために立入調査を行うときは、この限りでない。

- 4 第 2 項の規定により空き地と認められる場所に立ち入ろうとする職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 5 第 2 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空き地所有者等に関する情報の利用等)

- 第 15 条 市長は、その保有する情報であって氏名その他の空き地所有者等の把握に関し必要なものについては、この条例の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 市長は、この条例の施行のために必要があるときは、関係機関等に対し、空き地所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めるものとする。

(助言又は指導)

- 第 16 条 市長は、管理不全な状態にある空き地の空き地所有者等に対し、管理不全な状態を解消するために必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。

(勧告)

- 第 17 条 市長は、管理不全な状態にある空き地の空き地所有者等に対し、前条の規定による助言又は指導をしたにもかかわらず、なお第 2 条第 7 号カに掲げる状態が解消されないと認めるときは、当該空き地所有者等に対し、相当の猶予期限を付けて、当該状態を解消するために必要な措置をとることを勧告することができる。

第 5 章 行政代執行等

(命令)

- 第 18 条 市長は、第 10 条又は前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくそ



の勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

- 2 市長は、前項の措置を命じようとするときは、あらかじめ、第 23 条に規定する小牧市建築物等及び空き地適正管理審議会の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、第 1 項の措置を命じようとするときは、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 4 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から 5 日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 5 市長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第 1 項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 6 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第 1 項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の 3 日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公示しなければならない。
- 7 第 5 項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

(代執行)

第 19 条 市長は、前条第 1 項の規定による命令を受けた者(以下「義務者」という。))が同項の猶予期限を経過してもなおその措置を履行しないときは、行政代執行法(昭和 23 年法律第 43 号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

- 2 市長は、前項の規定による代執行を行おうとするときは、あらかじめ、第 23 条に規定する小牧市建築物等及び空き地適正管理審議会の意見を聴くものとする。

(行政手続条例の適用除外)

第 20 条 第 18 条第 1 項の規定による命令については、小牧市行政手続条例(平成 9 年小牧市条例第 15 号)第 3 章(第 12 条及び第 14 条を除く。)の規定は、適用しない。

第 6 章 緊急安全措置等

(緊急安全措置)

第 21 条 市長は、建築物等又は空き地が次の各号のいずれかに該当し、かつ、不特定多数の人の生命又は身体に重大な損害を及ぼす危険な状態が切迫している場合において、当該建築物等又は空き地を所有し、管理し、又は占有する者(以下この章において「所有者等」という。))がこれを回避するための措置を行う時間的余裕がないと認めるときは、当該危険な状態を回避するために必要な最小限の措置(以下「緊急安全措置」という。))を職員等に行わせることができる。

- (1) そのまま放置すれば建築物その他の工作物の倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- (2) そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- (3) その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

- 2 空家等及び法定外空家等について緊急安全措置を行う場合における前項の規定の適用については、同項中「不特定多数の人の生命又は身体」とあるのは、「人の生命、身

体又は財産」とする。

- 3 市長は、緊急安全措置を行わせたときは、当該緊急安全措置の内容を当該所有者等に通知しなければならない。
- 4 市長は、前項の通知をしようとする場合において、当該所有者等を確知することができないとき、又は当該所有者等の所在が判明しないときは、当該通知の内容を公示しなければならない。
- 5 緊急安全措置を行おうとする職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 6 市長は、緊急安全措置を行わせたときは、当該緊急安全措置に要した費用を当該所有者等に請求することができる。

(軽微な措置)

第 22 条 市長は、空家等及び法定外空家等において、地域防犯又は保安上の支障を除去し、又は軽減することができることを認めるときは、開放されている扉又は窓の閉鎖、支障物の移動、立入禁止のための措置その他の軽微な措置を職員等に行わせることができる。

- 2 前項の措置を行おうとする職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第 7 章 小牧市建築物等及び空き地適正管理審議会 (設置)

第 23 条 居住建築物等又は空き地における管理不全な状態を解消するために必要な事項について調査審議するため、小牧市建築物等及び空き地適正管理審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 24 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 第 18 条第 1 項の規定による命令に関すること。
- (2) 第 19 条第 1 項の規定による代執行に関すること。

(組織等)

第 25 条 審議会は、委員 5 人以内で組織し、学識経験者その他適当と認める者のうちから市長が任命する。

- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 委員は、再任されることができる。

第 8 章 雑則

(規則への委任)

第 26 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 9 章 罰則

(過料)

第 27 条 正当な理由がなく第 18 条第 1 項の規定による命令に違反した者は、5 万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条、第 12 条、第 14 条及び第 15 条の規定は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。



(小牧市空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例の廃止)

- 2 小牧市空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例(昭和 52 年小牧市条例第 25 号)は、廃止する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年小牧市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕 略

○小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例施行規則

令和4年1月11日
規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例(令和3年小牧市条例第28号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(法定外空家等)

第2条 条例第2条第4号の空家等に準ずる建築物等として規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)(国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。)とする。

(1) 建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用が相当期間なされていないもの又は居住その他の使用の頻度が年に数回程度にとどまるもの

(2) 長屋及び共同住宅の住戸及び区画であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの、居住その他の使用が相当期間なされていないもの又は居住その他の使用の頻度が年に数回程度にとどまるもの

(立入調査等)

第3条 条例第6条第3項、第11条第4項、第14条第4項、第21条第5項及び第22条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第1)とする。

2 条例第11条第3項及び第14条第3項の規定による通知は、立入調査通知書(様式第2)により行うものとする。

(支援)

第4条 条例第9条の規則で定める支援は、小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例(平成19年小牧市条例第21号)第19条第1項の規定により定める小牧市一般廃棄物処理実施計画で行政回収を行うこととする家庭系ごみ及び資源の分別及び運搬を行うこととする。

(勧告)

第5条 条例第10条及び第17条の規定による勧告は、勧告書(様式第3)により行うものとする。

(命令)

第6条 条例第18条第1項の規定による命令は、命令書(様式第4)により行うものとする。

2 条例第18条第3項の通知書は、命令に係る事前の通知書(様式第5)とする。

3 条例第18条第3項の意見書は、命令に係る事前の通知に対する意見書(様式第6)とする。

4 条例第18条第4項の規定による公開による意見の聴取の請求は、公開による意見聴取請求書(様式第7)により行うものとする。

5 条例第18条第6項の規定による通知は、公開による意見聴取通知書(様式第8)により行うものとする。

(代執行)

第7条 条例第19条第1項の規定による代執行をする際の様式は、次の各号に掲げる手続又は書面の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項の規定による戒告 戒告書(様式第9)

(2) 行政代執行法第3条第2項の代執行令書 代執行令書(様式第10)

(3) 行政代執行法第 4 条の証票 執行責任者証(様式第 11)

(4) 行政代執行法第 5 条の規定による費用の納付の命令 代執行費用納付命令書(様式第 12)

(緊急安全措置)

第 8 条 条例第 21 条第 3 項の規定による通知及び同条第 6 項の規定による請求は、緊急安全措置実施通知書兼請求書(様式第 13)により行うものとする。

(小牧市建築物等及び空き地適正管理審議会の会長及び副会長)

第 9 条 条例第 23 条に規定する小牧市建築物等及び空き地適正管理審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 10 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 11 条 審議会は、会議において必要があると認める場合は、議事に関係のある者に対して出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(調査審議手続の非公開)

第 12 条 審議会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(庶務)

第 13 条 審議会の庶務は、市民生活部において処理する。

(委任)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(雑則)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び第 3 条の規定は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

(小牧市空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例施行規則の廃止)

2 小牧市空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例施行規則(昭和 52 年小牧市規則第 16 号)は、廃止する。

令和4年度
清 掃 事 業 概 要

令和4年8月

小 牧 市 市 民 生 活 部 ご み 政 策 課

〒485-8650
愛知県小牧市堀の内三丁目1番地
電話 (0568) 76-1187
(0568) 76-1147
FAX (0568) 72-2340